

原 第 27 号  
令和2年5月29日

原子力規制委員会 殿

富山市牛島町15番1号  
北陸電力株式会社  
代表取締役社長 金井 豊  
社長執行役員

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により，下記のとおり志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成4年10月23日付4資庁第9742号をもって認可を受け，平成5年7月27日付5資庁第8119号，平成6年4月27日付6資庁第2910号，平成8年3月5日付8資庁第724号，平成11年5月21日付平成11・02・26資第2号，平成13年1月5日付平成12・08・31資第11号，平成13年2月23日付平成13・02・15原第3号，平成13年3月30日付平成13・03・23原第25号，平成13年9月17日付平成13・08・21原第1号，平成13年11月28日付平成13・11・05原第4号，平成14年10月22日付平成14・09・30原第4号，平成15年3月6日付平成15・02・05原第14号，平成16年5月10日付平成15・12・19原第41号，平成16年7月1日付平成16・06・22原第1号，平成16年9月3日付平成16・08・04原第3号，

平成 17 年 2 月 24 日付平成 17・01・27 原第 1 号，平成 17 年 4 月 22 日付平成 17・03・24 原第 16 号，平成 17 年 10 月 4 日付平成 17・09・09 原第 20 号，平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・31 原第 13 号，平成 18 年 6 月 26 日付平成 18・06・01 原第 8 号，平成 19 年 6 月 27 日付平成 19・06・13 原第 56 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 29 号，平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 17 号，平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 24 号，平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 15 号，平成 21 年 5 月 25 日付平成 21・04・27 原第 29 号，平成 22 年 2 月 3 日付平成 21・12・24 原第 5 号，平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 32 号，平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・22 原第 13 号，平成 24 年 1 月 23 日付平成 23・12・21 原第 10 号，平成 24 年 6 月 7 日付平成 24・05・17 原第 12 号，平成 24 年 9 月 6 日付 20120802 原第 23 号，平成 25 年 6 月 28 日付原管 B 発第 1306273 号，平成 26 年 1 月 14 日付原管 B 発第 1401141 号，平成 27 年 7 月 30 日付原規規発第 15073010 号，平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 1603244 号，平成 29 年 7 月 7 日付原規規発第 1707071 号及び令和 2 年 2 月 7 日付原規規発第 2002073 号で変更認可を受けた志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部を，別紙の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線は含まない。）

## 2. 変更の理由

### (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い，並びに核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき，及び同法を実施するため，令和 2 年 1 月 23 日付で実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに，原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから，保安規定の関連条文の変更及び新規条文の追加を行う。

### (2) 志賀原子力発電所の職務の見直しに伴う変更

#### ①初期消火活動のための体制の整備に関する業務の移管

初期消火活動のための体制の整備に関する業務については，施設防護課が実施し，初期消火活動に係る資機材の管理は防災設備管理課が実施している。これらの業務を一元的に管理することを目的として，施設防護課が所掌している初期消火活動のための体制の整備に関する業務を防災設備管理課に移管し，保安規定第 5 条（保安に関する職務）及び第 17 条（地震・火災等発生時の対応）の変更を行う。

## ②受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務の移管

所員に関する安全衛生管理業務については、総務課が実施し、受注者従業員に関する安全衛生管理業務は施設防護課が実施している。これらの業務を一元的に管理することを目的として、施設防護課が所掌している受注者従業員に関する安全衛生管理業務を総務課に移管することとしている。これに合わせて施設防護課が所掌している受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務を総務課に移管し、保安規定第118条（受注者従業員への保安教育）の変更を行う。

## (3) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴う保安規定条文の変更を行う。

(変更する条文)

- ・第1条（目的）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）
- ・第27条（計測及び制御設備）
- ・第39条（非常用炉心冷却系その1）
- ・第41条（原子炉隔離時冷却系）
- ・第49条（原子炉建屋）
- ・第73条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・第81条（燃料の取替実施計画）
- ・第102条（管理区域外等への搬出及び運搬）
- ・第106条（保守管理計画）
- ・第119条（記録）

## 3. 施行期日

- (1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) ただし、第5条及び第17条に規定する初期消火活動のための体制の整備に関する業務の移管並びに第118条に規定する受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務の移管については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(目的)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 2 条 の 2</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力法令遵守・安全文化醸成活動<b>実施</b>要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織（以下、<u>第3条（品質保証計画）</u>で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、<u>第3条（品質保証計画）</u>で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。</p> <p>(中略)</p> <p>4 品質管理部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、<u>「原子力法令遵守・安全文化醸成活動<b>実施</b>要則」</u>に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織（以下、<u>第3条（品質保証計画）</u>で定める独立監査組織をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。</p> <p>(2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条</p> <p>この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電所<b>発電用</b>原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動<b>管理</b>要則」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</p> <p>(2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</p> <p>(3) 原子力運営組織（以下、<u>第4条（保安に関する組織）</u>で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、<u>第4条（保安に関する組織）</u>で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。</p> <p>(4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。</p> <p>(中略)</p> <p>4 品質管理部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、<u>「原子力監査要則」</u>に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織（以下、<u>第4条（保安に関する組織）</u>で定める独立監査組織をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。</p> <p>(2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</p> <p>(3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（社内規定の名称変更を反映）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条(品質マネジメントシステム計画)の変更に伴い、現行第3条で規定している組織の定義を第4条（保安に関する組織）で規定）</p> <p>（社内規定の見直しに伴う変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p><u>第 2 条 の 3</u></p> <p><u>社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実にを行うため、安全文化の醸成の方針を定める。また、この方針を年 1 回以上評価し、必要により変更する。</u></p> <p><u>2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に各部所の安全文化を醸成するための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に安全文化を醸成するための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。</u></p> <p><u>(3) 原子力運営組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。</u></p> <p><u>(4) 前号の評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</u></p> <p><u>(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、各部所の評価結果、(3) の評価結果及び前号の社長の指示を(1) の活動計画に反映させる。</u></p> <p><u>3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長は、前項(1) の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項(3) の評価結果及び前項(4) の社長の指示を前項(1) の活動計画に反映する。</u></p> <p><u>4 品質管理部長は、安全文化を醸成するため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動実施要則」に基づき、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第 1 項の社長の方針に基づき、独立監査組織（以下、第 3 条（品質保証計画）で定める独立監査組織をいう。）における安全文化を醸成するための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年 1 回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。</u></p> <p><u>(3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1) の活動計画に反映する。</u></p> <p><u>5 原子力運営組織及び調達組織は、第 2 項(1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</u></p> <p><u>6 独立監査組織は、第 4 項(1) の活動計画に基づき、活動を実施する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 3 条(品質マネジメントシステム計画)に統合)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
第 2 章 品質保証	第 2 章 品質保証	
<p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに<u>あたり</u>、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、<u>志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）</u>の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）</u>」（以下「<u>JEAC4111</u>」という。）に<u>従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）</u>を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p><u>3.1 組織</u></p> <p><u>次に定める組織の定義は、本品質保証計画及びその他の全ての章において適用する。</u></p> <p>a) <u>保安に関する組織：第 4 条（保安に関する組織）に定める組織全体をいう。</u></p> <p>b) <u>原子力運営組織：第 4 条（保安に関する組織）に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</u></p> <p>c) <u>発電所組織：第 4 条（保安に関する組織）に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</u></p> <p>d) <u>調達組織：第 4 条（保安に関する組織）に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び燃料部（原子力関係）の組織をいう。</u></p> <p>e) <u>独立監査組織：第 4 条（保安に関する組織）に定める組織のうち、品質管理部（原子力監査室）の組織をいう。</u></p> <p><u>3.2 用語</u></p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、<u>下記を除き、JEAC4111に従う。</u></p> <p>a) <u>原子力施設：原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称</u></p> <p>b) <u>原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「ニューシア」という。）。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに<u>当たり</u>、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」及び「<u>同規則の解釈</u>」（以下「<u>品管規則</u>」という。）に<u>基づく</u>品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、<u>以下に定めるものの他品管規則に従う。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設</u></p> <p><u>原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u></p> <p>原子力施設の事故<u>若しくは</u>故障等の情報<u>又は</u>信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース<u>（原子力施設情報公開ライブラリー）</u>のことをいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」及び「同規則の解釈」（品管規則）の制定に伴う変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「あたり」を「当たり」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（第 3 条(品質マネジメントシステム計画)の変更に伴い、現行第 3 条で規定している組織の定義を第 4 条（保安に関する組織）で規定）</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>c) BWR事業者協議会：国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第106条（<u>保守管理計画</u>）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 <u>一般</u>要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。原子力運営組織においては、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、社内規定を定め、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>なお、保安に関する組織は、グレード分けの決定に際して、重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p><u>b) プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p><u>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p><u>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p><u>e) 運転開始後の原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> <p><u>(2) 保安に関する組織は、次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を、本品質保証計画並びに表3-1及び表3-2に示す社内規定で明確にする。</u></p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係を図3-1及び図3-2に示す。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p>	<p><u>(3) BWR事業者協議会</u></p> <p>国内BWR（<u>沸騰水型軽水炉</u>）プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第106条（<u>施設管理計画</u>）において同じ。）。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 <u>品質マネジメントシステムに係る</u>要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織（<u>以下、第4条（保安に関する組織）で定める保安に関する組織をいう。</u>）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p><u>(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1(2)に係る社内規定を定め、グレード分けを行う。</u></p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p><u>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p><u>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p><u>(3) 保安に関する組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u></p> <p><u>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを保安に関する組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b), c)及びd)に示す<u>文書</u>で明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の<u>関係（保安に関する組織内のプロセス間の相互の関係を含む。）</u>を図3-1及び図3-2に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の<u>実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実に</u>する。</p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子力運営組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースする場合には、アウトソースしたプロセスの管理を確実に実施する。アウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度については、「7.4 調達」に従って管理を実施する。</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。文書体系を図3-3に示す。また、JEAC4111の要求事項と社内規定(二次文書)、保安規定の条項との関係を表3-1及び表3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した、品質方針及び品質目標の表明</u></p>	<p><u>なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</u></p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び保安に関する組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(5) <u>保安に関する組織は、健全な安全文化を育成及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a) <u>原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b) <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c) <u>要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d) <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e) <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g) <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を保安に関する組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) <u>保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(7) <u>保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 <u>品質マネジメントシステムの文書化</u></p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-3に示す。</u></p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>b) 本品質保証計画</p> <p>c) <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づき作成する表 3-1 に示す社内規定</p> <p>d) <u>JEAC4111 要求事項に基づき作成する以下の記録</u></p> <p><u>イ. マネジメントレビューの結果の記録</u></p> <p><u>ロ. 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録</u></p> <p><u>ハ. 業務の計画で必要と定めた記録（本項の他で定めるものを除く）</u></p> <p><u>ニ. 業務・原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</u></p> <p><u>ホ. 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</u></p> <p><u>ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u></p> <p><u>ト. 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u></p> <p><u>チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u></p> <p><u>リ. 設計・開発の変更の記録</u></p> <p><u>ス. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</u></p> <p><u>ル. 受注者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録</u></p> <p><u>ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とされた活動の記録</u></p> <p><u>ワ. 業務・原子力施設に関するトレーサビリティの記録</u></p> <p><u>カ. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</u></p> <p><u>コ. 校正又は検証に用いた基準の記録</u></p> <p><u>ク. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u></p> <p><u>ケ. 校正及び検証の結果の記録</u></p> <p><u>コ. 内部監査の結果の記録</u></p> <p><u>セ. 合否判定基準への適合の記録</u></p> <p><u>ソ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u></p> <p><u>タ. 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</u></p> <p><u>チ. 是正処置の結果の記録</u></p> <p><u>ツ. 予防処置の結果の記録</u></p> <p>e) <u>保安に関する組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、保安に関する組織が必要と決定した記録及び表 3-2 に示す社内規定を含む文書</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>社長は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を制定し、維持する。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>b) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定又はそれらを参照できる情報</p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図 3-1、図 3-2 のとおりとする。</u></p>	<p>b) 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画及び品質<u>マネジメントシステム</u>要則</p> <p>c) <u>品管規則</u>の要求事項に基づき作成する表 3-1 に示す社内規定<u>及び品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</u></p> <p>d) <u>実効性のある</u>プロセスの<u>計画的な実施</u>及び管理がなされるようにするために、保安に関する組織が必要と決定した表 3-2 に示す社内規定</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>保安に関する組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画及び品質マネジメントシステム要則に次に掲げる事項を定める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのために作成した<u>手順書等の参照情報</u></p> <p>e) プロセスの相互<u>関係（図 3-1 及び図 3-2 参照）</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書について、保安規定を遵守するために、<u>表3-1の文書管理の項目に示す社内規定で保安規定上の位置付けを明確にする</u>とともに、<u>保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、<u>次の活動に必要な管理を規定するために、社内規定を定める。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の<u>変更の識別及び現在有効な版の識別を確実に</u>する。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要ところで使用可能な状態にあることを確実に</u>する。</p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実に</u>する。</p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実に</u>する。</p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないように</u>する。<u>また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別を</u>する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>効果的運用の証拠を示すために、作成する記録の対象を明確にし、</u>管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、記録の識別、<u>保管</u>、保護、検索、<u>保管期間</u>及び廃棄に関して<u>必要な管理を規定するために、社内規定を定める。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能にする。</u></p>	<p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>次の事項を含む、品質マネジメント文書を</u>管理する。</p> <p>a) <u>保安に関する組織として承認されていない文書の使用、又は適切ではない変更の防止</u></p> <p>b) <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、<u>要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3に係る社内規定を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（aと同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条（保安に関する組織）に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるように</u>すること。</p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する</u>こと。</p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるように</u>すること。</p> <p>g) <u>保安に関する組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する</u>こと。</p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する</u>こと。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にする</u>とともに、<u>当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、(1)の記録の識別、<u>保存</u>、保護、検索及び廃棄に関し、<u>所要の管理の方法を定めた、表3-1の4.2.4に係る社内規定を作成する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">図 3-1 品質マネジメントシステム体系 (主要プロセスマップ)</p>	<p style="text-align: center;">図 3-1 品質マネジメントシステム体系 (主要プロセスマップ)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                  (品管規則の制定に伴う変更)                  (法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更、「土木・建築大規模改良工事」を削除)</p>



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>図 3-2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>図 3-2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (品管規則の制定に 伴う変更) (法令改正に伴い「保 守管理」を「施設管理」 に変更)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																							
<p>図 3-3 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b)                  二次文書 → 4.2.1 c) 及び e) のうち表 3-2 に示す文書                  三次文書 → 4.2.1 e) のうち、記録及び表 3-2 に示す文書を除く文書                  記録 → 4.2.1 d) 及び e) に記載の記録</p>	<p>図 3-3 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>一次文書 → 4.2.1 a) 及び b)                  二次文書 → 表 3-1 及び表 3-2 に示す社内規定                  三次文書 → 表 3-1 及び表 3-2 に示す社内規定に基づき作成する品質マネジメント文書                  記録 → 上記文書に基づき作成する記録</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                  (品管規則の制定に伴う変更)</p>																																																																																																							
<p>表 3-1 JEAC4111 要求事項と社内規定、保安規定の条項との関係 (その 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JEAC4111 及び保安規定第 3 条の関連条項</th> <th>項目</th> <th>社内規定名</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>保安規定第 4 条以降の関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4.2.3</td> <td rowspan="2">文書管理</td> <td>文書・記録管理要則</td> <td>原-要-00121</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.2.4</td> <td rowspan="2">記録の管理</td> <td>文書・記録管理要則</td> <td>原-要-00121</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2">第 119 条 第 119 条</td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.3</td> <td rowspan="2">不適合管理</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>予防</u>処置要則</td> <td>原-要-00122</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.5.2</td> <td rowspan="2">是正処置</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>予防</u>処置要則</td> <td>原-要-00122</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>予防処置</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>予防</u>処置要則</td> <td>原-要-00122</td> <td>原子力部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子力監査要則</td> <td>品-要-00101</td> <td>品質管理部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	JEAC4111 及び保安規定第 3 条の関連条項	項目	社内規定名	文書番号	管理箇所	保安規定第 4 条以降の関連条項	4.2.3	文書管理	文書・記録管理要則	原-要-00121	原子力部		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部	4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則	原-要-00121	原子力部	第 119 条 第 119 条	原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部	8.2.2	内部監査	原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部		8.3	不適合管理	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部	8.5.2	是正処置	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部	8.5.3	予防処置	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部				原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部		<p>表 3-1 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係 (その 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本品質マネジメントシステム計画 関連条項</th> <th>項目</th> <th>社内規定名</th> <th>管理箇所</th> <th>保安規定第 4 条以降の関連条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4.2.3</td> <td rowspan="2">文書の管理</td> <td>文書・記録管理要則</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> <td>文書・記録管理要則 原子力監査要則</td> <td>原子力部 品質管理部</td> <td>第 119 条 第 119 条</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>内部監査</td> <td>原子力監査要則</td> <td>品質管理部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.3</td> <td rowspan="2">不適合の管理</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>未然防止</u>処置要則</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.5.2</td> <td rowspan="2">是正処置等</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>未然防止</u>処置要則</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品質管理部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8.5.3</td> <td rowspan="2">未然防止処置</td> <td>不適合管理・是正処置・<u>未然防止</u>処置要則</td> <td>原子力部</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>原子力監査要則</td> <td>品質管理部</td> </tr> </tbody> </table>	本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第 4 条以降の関連条項	4.2.3	文書の管理	文書・記録管理要則	原子力部		原子力監査要則	品質管理部	4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部	第 119 条 第 119 条	8.2.2	内部監査	原子力監査要則	品質管理部		8.3	不適合の管理	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部		原子力監査要則	品質管理部	8.5.2	是正処置等	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部		原子力監査要則	品質管理部	8.5.3	未然防止処置	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部		原子力監査要則	品質管理部	<p>・記載の適正化に伴う変更                  (社内規定名にて特定できることから文書番号を削除)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更                  (社内規定の見直しに伴う変更)</p>
JEAC4111 及び保安規定第 3 条の関連条項	項目	社内規定名	文書番号	管理箇所	保安規定第 4 条以降の関連条項																																																																																																				
4.2.3	文書管理	文書・記録管理要則	原-要-00121	原子力部																																																																																																					
		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則	原-要-00121	原子力部	第 119 条 第 119 条																																																																																																				
		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
8.2.2	内部監査	原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
8.3	不適合管理	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部																																																																																																					
		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
8.5.2	是正処置	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部																																																																																																					
		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
8.5.3	予防処置	不適合管理・是正処置・ <u>予防</u> 処置要則	原-要-00122	原子力部																																																																																																					
		原子力監査要則	品-要-00101	品質管理部																																																																																																					
本品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第 4 条以降の関連条項																																																																																																					
4.2.3	文書の管理	文書・記録管理要則	原子力部																																																																																																						
		原子力監査要則	品質管理部																																																																																																						
4.2.4	記録の管理	文書・記録管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部	第 119 条 第 119 条																																																																																																					
8.2.2	内部監査	原子力監査要則	品質管理部																																																																																																						
8.3	不適合の管理	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部																																																																																																						
		原子力監査要則	品質管理部																																																																																																						
8.5.2	是正処置等	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部																																																																																																						
		原子力監査要則	品質管理部																																																																																																						
8.5.3	未然防止処置	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則	原子力部																																																																																																						
		原子力監査要則	品質管理部																																																																																																						



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前					変更後					備考	
表3-2 JEAC4111 要求事項と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)					表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)					・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) (社内規定の見直しに伴う変更) ・記載の適正化に伴う変更 (社内規定名にて特定できることから文書番号を削除)	
JEAC4111 及び保安規定第3条の関連条項	項目	社内規定名	文書番号	管理箇所	保安規定第3条以外の関連条項	本品質マネジメントシステム計画の関連条項	項目	社内規定名	管理箇所		保安規定第3条以外の関連条項
4.1(3)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原-要-00104	原子力部		4.1(2)	グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部		
5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		5.4.1	品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		
5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針  電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経企-規-00102 経企-規-00103 原-要-00101  QA22-02	経営企画部 経営企画部 原子力部  発電所	第5条 第5条 第8条、第9条、 第9条の3、第120条 第8条の2、第9条の2、 第9条の3	5.5.1	責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針  電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部  発電所		第5条 第5条 第8条、第9条、 第9条の3、第120条 第8条の2、第9条の2、 第9条の3
5.5.4	内部コミュニケーション	品質保証組織運用要領  品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	QA22  原-指-00021 土-指-00030	発電所  原子力部 土木建築部	第4条、第5条、 第7条、第120条 第4条～第6条 第4条、第5条	5.5.4	組織の内部の情報伝達	品質保証組織運用要領  品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所  原子力部 土木建築部		第4条、第5条、 第7条、第120条 第4条～第6条 第4条、第5条
5.6	マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		5.6	マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	QA23 原-指-00040 土-指-00048 資-指-00101 燃-指-00101 品-要-00101	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 品質管理部	第117条、第118条	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 品質管理部		第117条、第118条
	運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	QA11 原-指-00037 原-指-00042	発電所 原子力部 原子力部	第11条～第77条 第11条～第77条 第12条		運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	発電所 原子力部 原子力部		第11条～第77条 第11条～第77条 第12条
		燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	QA12 原-指-00037	発電所 原子力部			第78条～第85条 第78条～第85条	燃料管理		燃料管理要領 運転管理等業務指針
	放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領	QA13-01	発電所	第86条、第86条の2、 第90条		放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領	発電所		第86条、第86条の2、 第86条の3、第90条 第87条、第88条 第90条
		放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	QA13-02	発電所	第87条、第88条 第90条			放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	発電所		第87条、第88条 第90条
7.1	放射線管理	区域管理要領	QA14-01	発電所	第91条～第93条、 第100条、第105条		放射線管理	区域管理要領	発電所		第91条～第93条、 第100条、第105条 第94条、第98条、 第104条、第105条 第96条、第97条 第100条、第105条
被ばく管理要領		QA14-02	発電所	第94条、第98条、 第104条、第105条 第96条、第97条 第100条、第105条	被ばく管理要領			発電所	第94条、第98条、 第104条、第105条 第96条、第97条 第100条、第105条		
保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領 放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領		QA14-03 QA14-04 QA14-05 QA14-06	発電所 発電所 発電所 発電所	第93条～第95条、 第99条、第102条、 第104条	保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領 放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領			発電所 発電所 発電所 発電所	第93条～第95条、 第99条、第102条、 第104条		
保守管理		保守業務管理要領 保守管理指針	QA15 土-指-00042	発電所 土木建築部	第89条、第101条、 第106条 第106条			保守管理	保守業務管理要領 保守管理指針		原子力部 品質管理部
	緊急時の措置	緊急時対策要則	原-要-00107	原子力部	第107条～第116条		緊急時の措置	緊急時対策要則	原子力部		第107条～第116条
	関係法令遵守、安全文化醸成活動	原子力法令遵守・安全文化醸成活動実施要則	原-要-00103	原子力部	第2条の2、第2条の3		関係法令遵守、健全な安全文化の育成及び維持	原子力法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		第2条の2 第2条の2
7.2.3	外部の者との情報の伝達	品質保証活動管理要則 文書・記録管理要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		7.2.3	外部の者との情報の伝達	品質保証活動管理要則 文書・記録管理要則	原子力部 品質管理部		
8.2.1						組織の外部の者の意見					
7.3	設計開発	設計管理要則	原-要-00108	原子力部		7.3	設計開発	設計管理要則	原子力部		
7.4	調達	調達管理要則	原-要-00109	原子力部		7.4	調達	調達管理要則	原子力部		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	検査・試験管理要領	QA27	発電所		7.6	監視測定のための設備の管理	検査・試験管理要領	発電所		
8.2.3	プロセスの監視及び測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部		8.2.3	プロセスの監視測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		
8.2.4	検査及び試験	検査・試験管理要領	QA27	発電所	第106条の2	8.2.4	機器等の検査等	検査・試験管理要領 輸入廃棄物管理指針	発電所 原子力部	第106条の4、 第106条の5 第86条の4	
8.4	データの分析	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原-要-00105 品-要-00101	原子力部 品質管理部	第10条	8.4	データの分析及び評価	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部	第10条	

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者の<u>コミットメント</u>            社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善する。これらに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>b) 「5.3 品質方針」により、品質方針を設定する。</p> <p>c) 「5.4.1 品質目標」で定める品質目標を、保安に関する組織に設定させる。</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>d) 「5.6 マネジメントレビュー」で定めるマネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 「6. 資源の運用管理」に基づき、必要な資源が確実に使用できるように管理する。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を保安に関する組織全体にわたって周知する。</p> <p>5.2 原子力安全の重視            社長は、原子力安全を最優先に位置付け、保安に関する組織の業務・原子力施設に対する要求事項を決定させ、業務の実施結果をマネジメントレビュー等で確認することにより、満たされていることを確実にする。  <u>(7.2.1及び8.2.1参照)</u></p> <p>5.3 品質方針            社長は、次の事項を考慮して品質方針を定め、保安に関する組織全体へ伝達、理解させるとともに、適切性の持続のために、マネジメントレビューの中でこれを評価し、必要により変更する。</p> <p>a) 保安に関する組織の目的に対して適切である。</p> <p>d) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューの枠組みを与える。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標            (1) 社長は、保安に関する組織内のしかるべき部署及び階層に、社長の定める品質方針に基づき、それぞれの所掌する業務・原子力施設に関して、品質目標が設定されていることを確実にする。その品質目標には、業</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ            社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a) 品質方針を定めること。</p> <p>b) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>e) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視            社長は、保安に関する組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>a) 保安に関する組織の目的及び状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標            (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更            (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>務に対する要求事項 (7.1 (3) a) 参照) を満たすために必要なものを含める。</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成<u>度が判定可能で、品質方針との整合がとれるものとする。</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、社内規定<u>に基づいて、品質目標の管理を行う。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、<u>保安に関する組織に次の事項を実施させ、その結果をマネジメントレビュー等で確認することにより確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、<u>品質マネジメントシステムにかかわる責任及び権限を「組織規程」、「職務権限規程」、「原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針」及び本品質保証計画で明確化し、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、社長は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の責任及び権限を第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）で明確にし、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p> <p><u>なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を原子力運営組織及び調達組織の管理責任者として、並びに品質管理部長を独立監査組織の管理責任者として任命する。</p>	<p>a) <u>実施事項</u></p> <p>b) <u>必要な資源</u></p> <p>c) <u>責任者</u></p> <p>d) <u>実施事項の完了時期</u></p> <p>e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、<u>品質目標に係る事項について、表3-2の5.4.1に係る社内規定を確立する。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u></p> <p>(2) <u>社長は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、<u>第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、保安に関する組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5.5.2 <u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を原子力運営組織及び調達組織の<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として、並びに品質管理部長を独立監査組織の<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として任命する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2) 管理責任者は、<u>与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を行う。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステム<u>の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無</u>について社長に報告する。</p> <p>c) <u>所管している組織全体にわたって、教育等を通じて、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高める。</u></p> <p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u></p> <p>社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善</u>する。</p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する。</u> (5.4.1 及び 8.2.3 参照)</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5.5.4 <u>内部コミュニケーション</u></p> <p>(1) 社長は、<u>保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。</u></p> <p>(2) 社長は、<u>「原子力品質保証推進委員会」を設置し、品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</u></p> <p>(3) 発電所長は「原子力発電保安運営委員会」を、原子力部長及び土木建築部長は「品質保証運営委員会」をそれぞれ設置し、<u>適宜品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び情報交換を行う。</u></p> <p>(4) 原子力運営組織は、<u>社内規定に基づいて、内部コミュニケーションを行い、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。</u></p>	<p>(2) <u>社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a) プロセスが<u>確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステム<u>の運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u></p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) 社長は、<u>次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者、以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p>a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b) 要員の<u>個別業務等</u>要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p>b) 要員が、<u>原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p>(3) 管理者は、<u>管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.5.4 <u>組織の内部の情報の伝達</u></p> <p>(1) 社長は、<u>保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、<u>品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4に係る社内規定を確立する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p><u>保安に関する組織は、マネジメントレビューにかかわる事項について、社内規定を定める。</u></p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするため、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。マネジメントレビューは、原則として、社長が「原子力品質保証推進委員会」に出席して行う。</u></p> <p><u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p><u>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、「原子力品質保証推進委員会」議事録のひとつとして維持する。</u></p> <p><u>(4.2.4 参照)</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p><u>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。</u></p> <p>a) 監査の結果</p> <p>b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>c) プロセスの<u>成果を含む実施状況</u>（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</p> <p>e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>i) <u>改善のための提案</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p><u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含む。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u></p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、<u>保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p><u>保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p>a) <u>内部</u>監査の結果</p> <p>b) <u>保安に関する組織が外部の組織又は者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、保安に関する組織の外部の者の意見</u></p> <p>c) プロセスの<u>運用</u>状況</p> <p>d) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</u></p> <p>e) <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>g) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（保安に関する組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>k) <u>部門又は要員からの改善のための提案</u></p> <p>l) <u>資源の妥当性</u></p> <p>m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある保安に関する組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p><u>(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの<u>実効性の維持に必要な改善</u></p> <p>b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の<u>運用</u>管理</p> <p>6.1 資源の<u>提供</u></p> <p>保安に関する組織は、<u>人的資源 (6.2参照)</u>、<u>原子力施設及びインフラストラクチャー (6.3参照)</u>、<u>作業環境 (6.4参照)</u> 等の原子力安全に必要な資源を明確にし、<u>提供</u>する。</p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p>社長は、<u>管理責任者並びに発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び燃料部長に、職務を遂行する能力を有していることを判断の根拠として力量を有する者を当てる。原子力運営組織及び調達組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。また、独立監査組織は、内部監査 (8.2.2参照) 業務に従事する要員に、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を当てる。</u></p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>保安に関する組織は、社内規定に基づき、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>該当する場合には (必要な力量が不足している場合には) 、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。(4.2.4参照)</u></p>	<p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の<u>確保</u></p> <p>保安に関する組織は、原子力の<u>安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理</u>する。</p> <p>a) <u>要員</u></p> <p>b) <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u></p> <p>c) <u>作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u></p> <p>d) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>要員の力量の確保及び教育訓練</u></p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力 (以下「力量」という。また、力量には、保安に関する組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。) が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の6.2に係る社内規定を確立し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置 (必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。) を講ずること。</u></p> <p>c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>d) <u>要員が、自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p>(a) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p>(c) <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>6.3 原子力施設及びインフラストラクチャー</u></p> <p><u>原子力運営組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を「第8章 保守管理」で明確にし、それに基づく活動を行うことにより、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1 業務の計画」で明確にする。</u></p> <p><u>なお、インフラストラクチャーは、利用できるよう維持する。</u></p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p><u>原子力運営組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、業務の計画（社内規定及び必要に応じ年度計画等を含む。）として、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。（4.1 参照）</u></p> <p>(3) <u>原子力運営組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>e) <u>業務の実施に関する原子力運営組織及び受注者の役割分担</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、原子力運営組織の運営方法に適した形式にする。</u></p> <p>7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化</p> <p><u>原子力運営組織は、次の事項を明確にする。</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u></p>	<p>7. <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、表3-1の4.2.3及び表3-2の7.1に係る社内規定に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>f) <u>業務の実施に関する調達物品等の供給者との役割分担</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>保安に関する組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p>a) <u>保安に関する組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>b) <u>関係法令</u></p> <p>c) <u>a)及びb)に掲げるもののほか、保安に関する組織が必要とする要求事項</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.2.2 業務・原子力施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、業務・原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項を確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>原子力運営組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4.2.4参照)</u></p> <p><u>(4) 原子力運営組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</u></p> <p><u>(5) 原子力運営組織は、業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に関する組織は、<u>日常の原子力保安検査官対応等、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>原子力運営組織は、以下の事項を社内規定に定め、実施する。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、原子力施設の改造工事、取替工事等に関する設計・開発を社内規定に基づき、実施する。なお、当該原子力施設の重要度に応じて対象範囲及び管理方法を定める。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の段階</u></p> <p>b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u></p>	<p>7.2.2 <u>個別業務等</u>要求事項の審査</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p>a) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>c) <u>保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p>7.2.3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>保安に関する組織は、<u>保安に関する組織の外部の者からの情報の収集及び保安に関する組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7.2.3に係る社内規定で明確に定め、これを実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に関する組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における保安に関する組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を保安に関する組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する保安に関する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計開発</p> <p><u>保安に関する組織は、表3-2の7.3に係る社内規定を確立し、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。</u></p> <p><u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 原子力運営組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子力運営組織は、原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、これを記録として維持する。 <u>(4.2.4 参照) インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>b) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、<u>漏れがなく、曖昧でなく、相反することがあってはならない。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 原子力運営組織は、設計・開発からのアウトプットについて、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式で作成し、リリースの前に、承認する。</p> <p><u>(2) 設計・開発からのアウトプットが次の状態であることを確認する。</u></p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び原子力施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p><u>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 原子力運営組織は、設計・開発の適切な段階で、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) このレビューには、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。 <u>(4.2.4 参照)</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 原子力運営組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求</p>	<p>c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p><u>d) 設計開発に必要な保安に関する組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p><u>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p><u>c) 関係法令</u></p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p><u>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p><u>c) 合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p><u>(3) 保安に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>事項を<u>満たしていることを確実に</u>するために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。</p> <p><u>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持</u>する。(4.2.4参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、<u>原設計者以外の者又はグループが実施</u>する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、設計・開発結果に基づき製作された原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実に</u>するために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用開始前に、</u>妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、<u>及び必要な処置があればその記録を維持</u>する。(4.2.4参照)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、設計・開発の変更を明確にし、その記録を維持</u>する。(4.2.4参照)</p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、</u>検証及び妥当性確認を適切に行い、<u>その変更を実施する前に承認</u>する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更の<u>レビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持</u>する。(4.2.4参照)</p> <p>7.4 調達</p> <p><u>原子力運営組織及び調達組織は、以下の事項を社内規定に定め、</u>実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、規定された調達要求事項に、調達製品(以下、本条において、「6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー」及びこれに係る役務をいう。)が適合することを確実に</u>する。</p> <p>(2) <u>原子力運営組織は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて、受注者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>原子力運営組織及び調達組織は、受注者が原子力運営組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、受注者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p>	<p><u>開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)</u>。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理</u>する。</p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認</u>するために、<u>設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)</u>を実施する(<u>機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)</u>。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了</u>する。</p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理</u>する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理</u>する。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、</u>検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理</u>する。</p> <p>7.4 調達</p> <p><u>保安に関する組織は、表3-2の7.4に係る社内規定を確立し、次の事項を実施</u>する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するよう</u>にする。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。ここで、管理の方法及び程度には、力量を有する者を保安に関する組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(5) 原子力運営組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 原子力運営組織は、調達製品に関する要求事項を、調達文書により明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 公的資格の要否を含めた要員の資格確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 原子力運営組織は、業務の計画(7.1 参照)で策定された社内規定及びこれに基づき作成した作業手順書並びに受注者により作成された作業手順書(以下「作業手順書等」という。)に基づいて受注者が実施する業務に関して、次の要求事項を調達文書により明確にする。</p> <p>a) 業務の実施に関する原子力運営組織と受注者の役割分担</p> <p>b) 受注者が作業手順書を作成する場合には、原子力運営組織の社内規定及び調達文書に基づいて作成し、適切なものであることについて原子力運営組織の確認を受けること</p> <p>c) 原子力運営組織及び受注者が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確実に遂行できるよう、打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有すること</p> <p>d) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施すること</p> <p>(3) 原子力運営組織は、調達文書の発行に先立ち、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にするため、仕様書の妥当性に関して審査し、承認する。</p> <p>(4) 原子力運営組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の受注者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力運営組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力運営組織は、「7.4.2 調達要求事項(2)」の調達要求事項を満たしていることを受注者との打合せや</p>	<p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項として、保安に関する組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.1 で策定された社内規定及びこれに基づき作成した作業手順書並びに調達物品等の供給者により作成された作業手順書(以下「作業手順書等」という。)に基づいて調達物品等の供給者が実施する業務に関して、次の要求事項を調達物品等に関する情報により明確にする。</p> <p>a) 業務の実施に関する調達物品等の供給者との役割分担</p> <p>b) 調達物品等の供給者が作業手順書を作成する場合には、保安に関する組織の社内規定及び調達物品等に関する情報に基づいて作成し、適切なものであることについて保安に関する組織の確認を受けること</p> <p>c) 保安に関する組織及び調達物品等の供給者が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確実に遂行できるよう、打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有すること</p> <p>d) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施すること</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.4.2(3)の調達要求事項を満たしていることを調達物品等の供給者との打合せや検</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>検査，現場立会い，記録等により確認する。</p> <p>(3) <u>原子力運営組織は，発注先で検証を実施することにした場合には，その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p><u>原子力運営組織は，業務の計画（7.1参照）に基づき，次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は，業務を管理された状態で実施する。管理された状態には，次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。</p> <p>b) <u>必要に応じて，作業手順</u>が利用できる。</p> <p>c) <u>適切な</u>設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用できる，使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>業務のリリースが実施</u>されている。</p> <p>(2) <u>原子力運営組織は，作業手順書等に基づく業務について，次の事項を実施する。</u></p> <p>a) 作業開始前に，作業手順書等が適切なものであることを原子力運営組織が確実に確認する。</p> <p>b) 関係する原子力運営組織及び受注者が，それぞれの役割分担の下において，安全確保のための業務が確実に遂行できるよう，打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有する。</p> <p>c) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施する。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は，業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが，それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で，その結果，不具合が業務実施後でなければ明らかにならない場合は，該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) プロセスの妥当性確認によって，<u>これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>原子力運営組織は，これらのプロセスについて，次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認するための明確な基準</p> <p>b) <u>使用する設備が適切であることの承認及び要員が適格であることの確認</u></p> <p><u>e) プロセスを継続的に使用する場合，プロセスの妥当性が維持されていることの再確認</u></p> <p>c) <u>プロセスの管理，運用方法及び作業手順の適用</u></p> <p>d) <u>プロセスの管理，運用結果記録の維持（4.2.4参照）</u></p>	<p>検査，現場立会い，記録等により確認する。</p> <p>(3) <u>保安に関する組織は，調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは，当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は，個別業務計画に基づき，個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>a) <u>原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）</u>が利用できる体制にあること。</p> <p>b) 手順書等が<u>必要な時に</u>利用できる体制にあること。</p> <p>c) <u>当該個別業務に見合う</u>設備を使用していること。</p> <p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり，かつ，<u>当該設備を使用していること。</u></p> <p>e) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p>f) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき，プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は，作業手順書等に基づく業務について，次の事項を実施する。</u></p> <p>a) 作業開始前に，作業手順書等が適切なものであることを保安に関する組織が確実に確認する。</p> <p>b) 関係する保安に関する組織及び調達物品等の供給者が，それぞれの役割分担の下において，安全確保のための業務が確実に遂行できるよう，打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有する。</p> <p>c) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施する。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は，個別業務の実施に係るプロセスについて，それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）</u>においては，妥当性確認を行う。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は，(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを，(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>(3) 保安に関する組織は，妥当性確認を行った場合は，その結果の記録を作成し，これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は，(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて，次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p><u>c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>原子力運営組織は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子力施設を識別する。</u></p> <p>(2) <u>原子力運営組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子力施設の状態を識別する。</u></p> <p>(3) <u>原子力運営組織は、トレーサビリティが必要なものについては、業務・原子力施設について1対1の対応付けをして管理し、記録を維持する。(4.2.4参照)</u></p>	<p>7.5.3 識別<u>管理</u>及びトレーサビリティの<u>確保</u></p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>7.5.4 組織外の<u>所有物</u></p> <p><u>発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4.2.4参照)</u></p>	<p>7.5.4 組織の<u>外部の者の物品</u></p> <p><u>保安に関する組織は、保安に関する組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p>	
<p>7.5.5 調達<u>製品</u>の<u>保存</u></p> <p><u>発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存では、識別、取扱い、包装、保管及び保護のうち、該当する必要な項目を実施する。</u></p> <p><u>なお、取替品、予備品について、受入時の検証後保存し、使用前に再度、検証を行う場合は、最終の検証以降に本要求事項を適用する。</u></p>	<p>7.5.5 調達<u>物品</u>の<u>管理</u></p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.4及び7.5に係る社内規定を確立する。</u></p>	
<p>7.6 監視<u>機器</u>及び測定<u>機器</u>の管理</p> <p>(1) <u>発電所組織は、業務・原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を業務の計画(7.1参照)で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>発電所組織は、監視及び測定</u>の要求事項と<u>の整合性を確保できる方法で監視及び測定を行うことを、業務の計画(7.1参照)で明確にする。</u></p> <p>(3) <u>発電所組織は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、社内規定に基づき、次の事項を満たす。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。(4.2.4参照)</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4.2.4参照)</u></p> <p><u>発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。(4.2.4参照)</u></p>	<p>7.6 監視測定のための<u>設備</u>の管理</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を表3-2の7.1、7.6及び8.2.4に係る社内規定において明確に定める。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1、7.6及び8.2.4に係る社内規定において確立し、実施する。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>a) <u>あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p>b) <u>校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p>c) <u>所要の調整がなされていること。</u></p> <p>d) <u>監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p>e) <u>取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p>(5) <u>保安に関する組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p>(6) <u>保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p>	

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(4) 発電所組織は、<u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、社内規定に基づき、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>保安に関する組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかを監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>独立監査組織は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、並びに原子力運営組織及び調達組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) <u>独立監査組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務は、監査しない。</u></p>	<p>(7) 保安に関する組織は、<u>監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、保安に関する組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)</u>を計画し、実施する。</p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する保安に関する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を表3-2の8.2.1に係る社内規定に定める。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>保安に関する組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) <u>独立監査</u>組織は、<u>監査の計画及び実施</u>、<u>記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限</u>、並びに<u>要求事項を規定するために</u>、社内規定<u>を定める</u>。</p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録は、維持する。</u> (4.2.4 参照)</p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてを実施する。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。</u> (8.5.2 参照)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視<u>及び測定</u></p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>社内規定を定め、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(3) 保安に関する組織は、計画<u>どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査<u>及び試験</u></p> <p>(1) <u>発電所組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定を定め、原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画 (7.1 参照) に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。</u> (4.2.4 参照)</p> <p>(3) <u>リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を記録する。</u> (4.2.4 参照)</p> <p>(4) <u>発電所組織は、業務の計画 (7.1 参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>(2) <u>発電所組織は、原子力安全に対する重要度に応じて、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p>	<p><u>査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>保安に関する組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限 (必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)</u> 並びに<u>内部監査に係る要求事項を、表 3-1 の 8.2.2 に係る社内規定に定める。</u></p> <p>(7) <u>保安に関する組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>保安に関する組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定 (対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。) を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 <u>監視測定の方法には次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>監視測定の実施時期</u> b) <u>監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) <u>保安に関する組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) <u>保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。) を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性 (使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) を確保する。</u></p> <p>(6) <u>保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をそ</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理並びにそれに関連する責任及び権限を社内規定に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 発電所組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、社内規定に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録し、その情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために社内規定に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成(8.2.1参照)に関する外部の受け止め方</p> <p>b) 業務・原子力施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の、特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 受注者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>保安に関する組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメン</p>	<p><u>の対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を、表3-1の8.3に係る社内規定に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-2の8.4に係る社内規定において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>トレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置 保安に関する組織は、<u>社内規定を定め、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p><u>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>8.5.3 予防処置 保安に関する組織は、<u>社内規定を定め、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含める。</u></p> <p><u>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p>	<p><u>定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u></p> <p><u>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p><u>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>b) <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>c) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>d) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表 3-1 の 8.5.2 に係る社内規定に確立し、実施する。</u></p> <p>g) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 保安に関する組織は、(1)に掲げる事項について、表 3-1 の 8.5.2 に係る社内規定に定める。</u></p> <p><u>(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （品管規則の制定に伴う変更）</p>

### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)</u></p>	<p>d) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p>e) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 保安に関する組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.3に係る社内規定に定める。</u></p>	<p>・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (品管規則の制定に 伴う変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 体制 及び 評価</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 体制 及び 評価</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p><u>次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する組織：図 4 に定める組織全体をいう。</u></p> <p><u>(2) 原子力運営組織：図 4 に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</u></p> <p><u>(3) 発電所組織：図 4 に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</u></p> <p><u>(4) 調達組織：図 4 に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び燃料部（原子力関係）の組織をいう。</u></p> <p><u>(5) 独立監査組織：図 4 に定める組織のうち、品質管理部（原子力監査室）の組織をいう。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更          （第 3 条(品質マネジメントシステム計画)へ品管規則を反映することに伴い、現行第 3 条で規定している組織の定義を本条で規定)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>図4</p> <p style="text-align: center;"><b>管理責任者</b> (原子力本部長)</p> <p style="text-align: center;"><b>管理責任者</b> (品質管理部長)</p> <p>※2 → 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※1 → 発電所長</p> <p style="text-align: center;">安全・品質保証室長</p> <p style="text-align: center;">原子力発電 保安運営委員会</p> <p>総務部長 — 総務課長</p> <p>技術部長 — 技術課長 施設防護課長 防災設備管理課長</p> <p>発電部長 — 発電課長 — 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長</p> <p>保守部長 — 保守計画課長 電気保守課長 機械保守課長 土木建築課長</p>	<p>図4</p> <p style="text-align: center;"><b>品質マネジメント システム管理責任者</b> (原子力本部長)</p> <p style="text-align: center;"><b>品質マネジメント システム管理責任者</b> (品質管理部長)</p> <p>※2 → 発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>※1 → 発電所長</p> <p style="text-align: center;">安全・品質保証室長</p> <p style="text-align: center;">原子力発電 保安運営委員会</p> <p>総務部長 — 総務課長</p> <p>技術部長 — 技術課長 施設防護課長 防災設備管理課長</p> <p>発電部長 — 発電課長 — 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長</p> <p>保守部長 — 保守計画課長 電気保守課長 機械保守課長 土木建築課長</p>	<p>・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (品管規則の用語に 合わせ「管理責任者」 を「品質マネジメント システム管理責任者」 に変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(11) 保守計画課長は、保守計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気保守課長は、原子炉施設のうち、電気設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械保守課長は、原子炉施設のうち、機械設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木設備及び建築設備の<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>4 <u>第2項(3)から(7)及び(9)から(14)に定める職位(以下「各課長」という。)</u>並びに室長は、業務所掌に基づき、緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第 7 条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>保守管理</u>に関する要領の制定及び改訂</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の1つ又はそれ以上の業務に通算して3年以上の実務経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>工事又は保守管理</u>に関する業務</p> <p>(中略)</p>	<p>(11) 保守計画課長は、保守計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 電気保守課長は、原子炉施設のうち、電気設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械保守課長は、原子炉施設のうち、機械設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木設備及び建築設備の<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(15) 室長並びに(3)から(7)及び(9)から(14)に定める職位(以下「各課長」という。)</u>は、<u>第3条(品質マネジメントシステム計画)8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4 室長<u>及び各課長</u>は、業務所掌に基づき、緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第 7 条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>施設管理</u>に関する要領の制定及び改訂</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の1つ又はそれ以上の業務に通算して3年以上の実務経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査の独立性を確保するため、他組織の職務に係る検査に関する業務を実施することができる旨規定) (現行第4項に規定している各課長の読替を第2項(15)に規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正に伴い「工事又は保守管理」を「施設管理」に変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 9 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第 9 1 条</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 9-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 7 3 条 (予防保全を目的とした<u>点検・ 保修</u>を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第 9 条の 2</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に<u>あたって</u>は、必要に応じて工事、維持又は運用に従事する者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持又は運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>溶接事業者検査</u>及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 法令に基づき行われる立入検査には、原則として立ち会う。</p> <p><u>(5) 法令に基づき行われる使用前検査、施設定期検査(以下「定期検査」という。)には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会い又は検査記録の確認を行う。</u></p>	条 文	内 容	(中略)		<u>第 9 1 条</u> (管理区域の設定及び解除)	第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除	(中略)		条 文	内 容	(中略)		第 7 3 条 (予防保全を目的とした <u>点検・ 保修</u> を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	(中略)		<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第 9 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第 9 1 条の 2</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 9-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">条 文</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 7 3 条 (予防保全を目的とした<u>保全作業</u>を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</p> <p>第 9 条の 2</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に<u>当たって</u>は、必要に応じて工事、維持又は運用に従事する者に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持又は運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査</u>及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 法令に基づき行われる立入検査には、原則として立ち会う。</p>	条 文	内 容	(中略)		<u>第 9 1 条の 2</u> (管理区域の設定及び解除)	第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除	(中略)		条 文	内 容	(中略)		第 7 3 条 (予防保全を目的とした <u>保全作業</u> を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合	(中略)		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(条文番号の繰り下げ)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正に伴い「点検・保修」を「保全作業」に変更)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p>
条 文	内 容																																	
(中略)																																		
<u>第 9 1 条</u> (管理区域の設定及び解除)	第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除																																	
(中略)																																		
条 文	内 容																																	
(中略)																																		
第 7 3 条 (予防保全を目的とした <u>点検・ 保修</u> を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																	
(中略)																																		
条 文	内 容																																	
(中略)																																		
<u>第 9 1 条の 2</u> (管理区域の設定及び解除)	第 5 項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第 7 項に定める管理区域の設定及び解除																																	
(中略)																																		
条 文	内 容																																	
(中略)																																		
第 7 3 条 (予防保全を目的とした <u>保全作業</u> を実施する場合)	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																	
(中略)																																		

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																												
<p>第 4 章 運 転 管 理</p> <p>第 1 節 通 則</p>	<p>第 4 章 運 転 管 理</p> <p>第 1 節 通 則</p>																													
<p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>本章における原子炉の状態の定義は、表 1 1 のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>定検</u>停止後の原子炉 起動</td> <td><u>定期検査</u>のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td><u>定検</u>停止時</td> <td><u>定期検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> <p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 1 1 条の 2</p> <p>所長は、表 1 1 の 2 に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第 4 9 条第 1 項第 2 号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期検査を受ける</u>べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表 1 1 の 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 号炉</td> <td style="text-align: center;">2 号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉の運転期間</td> <td style="text-align: center;">1 3 ヶ月</td> <td style="text-align: center;">1 3 ヶ月</td> </tr> </table> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、<u>定期検査</u>が終了した日から、次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	(中略)		<u>定検</u> 停止後の原子炉 起動	<u>定期検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	<u>定検</u> 停止時	<u>定期検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。	(中略)			1 号炉	2 号炉	原子炉の運転期間	1 3 ヶ月	1 3 ヶ月	<p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>本章における原子炉の状態の定義は、表 1 1 のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>定事検</u>停止後の原子 炉起動</td> <td><u>定期事業者検査</u>のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td><u>定事検</u>停止時</td> <td><u>定期事業者検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> <p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 1 1 条の 2</p> <p>所長は、表 1 1 の 2 に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第 5 5 条第 4 項第 1 号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査を行う</u>べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表 1 1 の 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 号炉</td> <td style="text-align: center;">2 号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉の運転期間</td> <td style="text-align: center;">1 3 ヶ月</td> <td style="text-align: center;">1 3 ヶ月</td> </tr> </table> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、<u>定期事業者検査</u>が終了した日から、次回<u>定期事業者検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(中略)</p>	(中略)		<u>定事検</u> 停止後の原子 炉起動	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	<u>定事検</u> 停止時	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。	(中略)			1 号炉	2 号炉	原子炉の運転期間	1 3 ヶ月	1 3 ヶ月	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p>
(中略)																														
<u>定検</u> 停止後の原子炉 起動	<u>定期検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。																													
<u>定検</u> 停止時	<u>定期検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。																													
(中略)																														
	1 号炉	2 号炉																												
原子炉の運転期間	1 3 ヶ月	1 3 ヶ月																												
(中略)																														
<u>定事検</u> 停止後の原子 炉起動	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。																													
<u>定事検</u> 停止時	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。																													
(中略)																														
	1 号炉	2 号炉																												
原子炉の運転期間	1 3 ヶ月	1 3 ヶ月																												

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(なし)</p>	<p><u>(運転管理業務)</u>  <u>第 1 2 条の 2</u>  <u>各課長及び当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u>  <u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u>  <u>イ 中央制御室における監視、第 1 3 条（巡視点検）第 1 項の巡視点検及び第 2 項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。</u>  <u>ロ 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</u>  <u>ハ 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u>  <u>ニ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。</u>  <u>(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1) ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</u>  <u>(3) 各課長は、第 3 節（第 7 1 条から第 7 4 条を除く。）各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第 1 6 条（原子炉起動前の確認事項）に従い実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(運転管理業務を包括的に規定した条文の追加)</p>
<p>(巡視点検)  第 1 3 条  当直長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内部及び第 9 3 条 {管理区域内における特別措置} 第 1 項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設  (2) 制御材駆動設備  (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 当直長は、「運転管理業務要領」に基づき、原子炉格納容器内部及び第 9 3 条（管理区域内における特別措置）第 1 項で定める区域の巡視又は監視を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)  第 1 6 条  (中略)</p>	<p>(巡視点検)  第 1 3 条  当直長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内部及び第 9 3 条 {管理区域内における特別措置} 第 1 項で定める区域を除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。<u>実施においては、第 1 0 6 条の 3（作業管理）第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設  (2) 制御材駆動設備  (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 当直長は、「運転管理業務要領」に基づき、原子炉格納容器内部及び第 9 3 条（管理区域内における特別措置）第 1 項で定める区域の巡視又は監視を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)  第 1 6 条  (中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(施設管理との関連を追記)</p>
<p>2 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、第 3 節で定める<u>定検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>2 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、第 3 節で定める<u>定事検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第 17 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 技術課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) <b>施設防護課長</b>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <b>施設防護課長</b>は、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 当直長は、第13条(巡視点検)に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長及び当直長は、震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後発電所内<sup>※3</sup>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) <b>施設防護課長</b>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第 17 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 技術課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) <b>防災設備管理課長</b>は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) <b>防災設備管理課長</b>は、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 当直長は、第13条(巡視点検)に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各課長及び当直長は、震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後発電所内<sup>※3</sup>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) <b>防災設備管理課長</b>は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・初期消火活動のための体制の整備に関する業務を施設防護課から防災設備管理課へ移管することに伴い、主語を「施設防護課長」から「防災設備管理課長」に変更</p>



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第3節 運転上の制限</p> <p>(停止余裕) 第19条</p> <p>(中略)</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引抜きを行ってはならない。 (1) 燃料炉心課長は、燃料取替終了後、<u>停止余裕の検査</u>を<math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math>の反応度補正をした状態で<u>実施</u>し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(制御棒のスクラム機能) 第22条</p> <p>(中略)</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保守課長は、<u>定検</u>停止時に<u>制御棒駆動系の検査</u>で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 運転上の制限</p> <p>(停止余裕) 第19条</p> <p>(中略)</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>確認</u>を行うまでは制御棒の引抜きを行ってはならない。 (1) 燃料炉心課長は、燃料取替終了後、<math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math>の反応度補正をした状態で<u>停止余裕を確認</u>し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(制御棒のスクラム機能) 第22条</p> <p>(中略)</p> <p>2 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保守課長は、<u>定事検</u>停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を削除)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第 24 条</p> <p>原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表 24-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<b>定検</b>停止時、ほう酸水注入系の機能を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※<sup>1</sup>が原子炉起動時における開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 放射線安全課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を 1 ヶ月に 1 回測定し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位（溶液量）及び温度が、図 24-1、2 の範囲内にあることを毎日 1 回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプ運転中の吐出圧力が表 24-2 に定める値であることを 1 ヶ月に 1 回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第 24 条</p> <p>原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表 24-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<b>定事検</b>停止時、ほう酸水注入系の機能を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※<sup>1</sup>が原子炉起動時における開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 放射線安全課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を 1 ヶ月に 1 回測定し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位（溶液量）及び温度が、図 24-1、2 の範囲内にあることを毎日 1 回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプ運転中の吐出圧力が表 24-2 に定める値であること<b>及び主要な電動弁が開することを</b> 1 ヶ月に 1 回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。<b><u>(主要な電動弁については、第2項(5)においても同じ。)</u></b></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(法令改正を反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (サーベイランスの実施方法について、実条件性能確認に必要な項目の追加) (主要な電動弁の注記内容については、第2項(5)においても同じであることを明確化)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(計測及び制御設備) 第 27 条  (中略)  表 27-2 1. 原子炉緊急停止系計装〔1号炉〕 表 27-2-1				(計測及び制御設備) 第 27 条  (中略)  表 27-2 1. 原子炉緊急停止系計装〔1号炉〕 表 27-2-1				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 中間領域モニタ a. 中性子束高	各レンジのフル スケールの 120/125% 以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ※1、冷温停止※1及び燃料交換※1において動 作不能でないことを指示により確認する。 ※2	毎日1回	各レンジのフル スケールの 120/125% 以下	各レンジのフル スケールの 120/125% 以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ※1、冷温停止※1及び燃料交換※1において動 作不能でないことを指示により確認する。 ※2	毎日1回	
		当直長は、中性子源領域モニタと中間領域 モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時 (中性子源領域モ ニタを全引抜に する前までに)			当直長は、中性子源領域モニタと中間領域 モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時 (中性子源領域モ ニタを全引抜に する前までに)	
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ 入る時、中間領域モニタと平均出力領域モ ニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ 入る時、中間領域モニタと平均出力領域モ ニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気保修課長は、チャンネル校正※3(検出 器を除く。)及び論理回路機能検査※4を <b>実 施</b> する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正※3(検出 器を除く。)及び論理回路機能※4を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	定検停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下  (原子炉モード スイッチが 「燃料取替」、 「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動 作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	15%以下  (原子炉モード スイッチが 「燃料取替」、 「起動」の時)	15%以下  (原子炉モード スイッチが 「燃料取替」、 「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動 作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ 入る時、中間領域モニタと平均出力領域モ ニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ 入る時、中間領域モニタと平均出力領域モ ニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器 を除く。)及び論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正(検出器 を除く。)及び論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
	120%以下  (原子炉モード スイッチが 「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動 作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	120%以下  (原子炉モード スイッチが 「運転」の時)	120%以下  (原子炉モード スイッチが 「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動 作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転にお いて平均出力領域モニタのゲインを確認 し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回			燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転にお いて平均出力領域モニタのゲインを確認 し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	
		燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1000MWd/tに 1回			燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1000MWd/tに 1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器 を除く。)及び論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正(検出器 を除く。)及び論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b)熱流束相当	自動可変設定 (図27(1)に示す設定値以下)	燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	(b)熱流束相当	自動可変設定 (図27(1)に示す設定値以下)	燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)
		燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000Mwd/tに1回			燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000Mwd/tに1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		電気保修課長は、流量ユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、流量ユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.2MPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.2MPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 原子炉水位低(L3)	1302cm以上(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 原子炉水位低(L3)	1302cm以上(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
6. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
7. スクラム排出容器水位高	45.5ℓ以下(スクラム排出容器1個あたり)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止 <sup>*1</sup> 、低温停止 <sup>*1</sup> 及び燃料交換 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、指示計のないものを除く。	毎日1回	7. スクラム排出容器水位高	45.5ℓ以下(スクラム排出容器1個あたり)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止 <sup>*1</sup> 、低温停止 <sup>*1</sup> 及び燃料交換 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、指示計のないものを除く。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	



### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
要 素	設定値	項 目	頻 度	要 素	設定値	項 目	頻 度	
8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>※5</sup>	当直長は、原子炉熱出力が45%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>※5</sup>	当直長は、原子炉熱出力が45%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更）
		機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
9. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧  4. 12MPa[gage]以上 <sup>※6</sup>	当直長は、原子炉熱出力が45%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	9. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧  4. 12MPa[gage]以上 <sup>※6</sup>	当直長は、原子炉熱出力が45%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床（EL-1.6m）水平方向 b. 原子炉建屋3階床（EL28.3m）水平方向 c. 原子炉建屋地下2階床（EL-1.6m）鉛直方向	地下2階床水平 190 Gal 以下 3階床水平 505 Gal 以下 地下2階床鉛直 165 Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時	11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床（EL-1.6m）水平方向 b. 原子炉建屋3階床（EL28.3m）水平方向 c. 原子炉建屋地下2階床（EL-1.6m）鉛直方向	地下2階床水平 190 Gal 以下 3階床水平 505 Gal 以下 地下2階床鉛直 165 Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
		電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
		電気保修課長は、手動スクラム論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、手動スクラム論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時	12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
13. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転、起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	13. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転、起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	
		電気保修課長は、手動スクラム論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、手動スクラム論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
（中略）				（中略）				
※4：本条における論理回路機能 <u>検査</u> とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				※4：本条における論理回路機能の <u>確認</u> とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				
（中略）				（中略）				

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
2. 中性子源領域モニタ計装〔1号炉〕 表27-2-2				2. 中性子源領域モニタ計装〔1号炉〕 表27-2-2				・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更）
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度		
1. 中性子源領域モニタ	当直長は、動作可能な中性子源領域モニタ検出器が以下に存在していることの確認を行う。 a. 炉心変更が実施されている1/4炉心に挿入されていること。 及び b. 炉心変更が実施されている1/4炉心に隣接するいずれかの1/4炉心に挿入されていること。	炉心変更中 <sup>*1</sup> の場合 12時間に1回		1. 中性子源領域モニタ	当直長は、動作可能な中性子源領域モニタ検出器が以下に存在していることの確認を行う。 a. 炉心変更が実施されている1/4炉心に挿入されていること。 及び b. 炉心変更が実施されている1/4炉心に隣接するいずれかの1/4炉心に挿入されていること。	炉心変更中 <sup>*1</sup> の場合 12時間に1回		
	当直長は、計数率が3cps以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*2</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*1</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*1</sup> の場合 12時間に1回			当直長は、計数率が3cps以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*2</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*1</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*1</sup> の場合 12時間に1回		
	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*2</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回			当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*2</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
	電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定検停止時			電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	定事検停止時		
(中略)				(中略)				
3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装〔1号炉〕 表27-2-3-1				3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装〔1号炉〕 表27-2-3-1				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>			3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>			
(中略)				(中略)				

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																								
<p>(2) 低圧注水系計装〔1号炉〕 表27-2-3-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注水弁差圧低 (注入可)</td> <td>5.0MPa<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装〔1号炉〕 表27-2-3-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td>1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 自動減圧系計装〔1号炉〕 表27-2-3-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイマ</td> <td>120秒以下</td> <td>(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中</td> <td>—</td> <td>(1)電気保守課長は、論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去ポンプ運転中</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>			要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中	—	(1)電気保守課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	5. 残留熱除去ポンプ運転中	—			<p>(2) 低圧注水系計装〔1号炉〕 表27-2-3-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注水弁差圧低 (注入可)</td> <td>5.0MPa<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装〔1号炉〕 表27-2-3-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td>1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 自動減圧系計装〔1号炉〕 表27-2-3-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 自動減圧系始動タイマ</td> <td>120秒以下</td> <td>(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中</td> <td>—</td> <td>(1)電気保守課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>5. 残留熱除去ポンプ運転中</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>			要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中	—	(1)電気保守課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	5. 残留熱除去ポンプ運転中	—			<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																																																							
3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>																																																																																																									
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																																																							
3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																																																							
4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中	—	(1)電気保守課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																																																							
5. 残留熱除去ポンプ運転中	—																																																																																																									
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																																							
3. 注水弁差圧低 (注入可)	5.0MPa <sup>*1</sup>																																																																																																									
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																																																							
1. 原子炉水位低 (L1)	927cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																																							
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																																							
3. 自動減圧系始動タイマ	120秒以下	(1)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																																							
4. 低圧炉心スプレイポンプ 運転中	—	(1)電気保守課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																																							
5. 残留熱除去ポンプ運転中	—																																																																																																									







志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<b>定検</b> 停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<b>定事検</b> 停止時	
c. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高*2	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			c. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高*2	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
d. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高*2	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			d. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高*2	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<b>定検</b> 停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<b>定事検</b> 停止時	
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<b>定検</b> 停止時	b. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<b>定事検</b> 停止時	
(中略)				(中略)				

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔1号炉〕 表27-2-4-3				(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔1号炉〕 表27-2-4-3				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項 目	頻 度	要素	設定値	項 目	頻 度	
1. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レ ベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、 起動及び高温停止において動作 不能でないことを指示により確 認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L3)	1302cm以上 (原子炉圧力容器零レ ベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、 起動及び高温停止において動作 不能でないことを指示により確 認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施し、電気保修課長及び 発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施し、電気保修課長及び 発電課長は、論理回路機能を <u>確</u> <u>認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 原子炉棟・タービン建屋 換気空調系原子炉棟排気 モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバッ クグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内 で照射された燃料に係る作業時 に動作不能でないことを指示に より確認する。	毎日1回	3. 原子炉棟・タービン建屋 換気空調系原子炉棟排気 モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバッ クグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内 で照射された燃料に係る作業時 に動作不能でないことを指示に より確認する。	毎日1回	
4. 燃料取替エリア排気モニ タ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバッ クグラウンド)以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施し、電気保修課長及び 発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	4. 燃料取替エリア排気モニ タ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバッ クグラウンド)以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施し、電気保修課長及び 発電課長は、論理回路機能を <u>確</u> <u>認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装〔1号炉〕 表27-2-5-1				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装〔1号炉〕 表27-2-5-1				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり,要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装				1. 非常用ディーゼル発電機計装				
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低(L1)	927cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は, チャンネル校正を実施する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位低(L1)	927cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は, チャンネル校正を実施する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は, 論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時	c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は, 論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. 高圧炉心スプレイディーゼル発電機計装				2. 高圧炉心スプレイディーゼル発電機計装				
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低(L2)	1180cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は, チャンネル校正を実施する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位低(L2)	1180cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は, チャンネル校正を実施する。ただし, 非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は, 論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定検停止時	c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は, 論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装〔1号炉〕 表27-2-5-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td rowspan="2">1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装〔1号炉〕 表27-2-5-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下<sup>*1</sup></td> <td>機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉</td> <td>蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装〔1号炉〕 表27-2-5-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 動作不能</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>電気保修課長は、論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時	電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装〔1号炉〕 表27-2-5-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td rowspan="2">1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装〔1号炉〕 表27-2-5-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下<sup>*1</sup></td> <td>機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉</td> <td>蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装〔1号炉〕 表27-2-5-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 動作不能</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>電気保修課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時	電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 原子炉水位低 (L2)	1180cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量Wd%)に対し、 [0.62Wd+52]%の式 により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																		
<p>(5) 主タービン高水位トリップ計装〔1号炉〕 表27-2-5-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位高 (L8)</td> <td rowspan="2">1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装〔1号炉〕 表27-2-5-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">要素</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="4">電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">定検停止時 又は 定検停止後の原子炉起動中に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉隔離時冷却系制御</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 中央制御室換気空調再循環系計装〔1号炉〕 表27-2-5-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>*2</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位高 (L8)	1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	要素	項目	頻 度	1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時 又は 定検停止後の原子炉起動中に1回	2. 原子炉隔離時冷却系流量	3. 原子炉隔離時冷却系制御	4. 残留熱除去系流量	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>				<p>(5) 主タービン高水位トリップ計装〔1号炉〕 表27-2-5-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位高 (L8)</td> <td rowspan="2">1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装〔1号炉〕 表27-2-5-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">要素</th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 30%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="4">電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を<u>確認</u>する。</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">定事検停止時 又は 定事検停止後の原子炉起動中に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系流量</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉隔離時冷却系制御</td> </tr> <tr> <td>4. 残留熱除去系流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 中央制御室換気空調再循環系計装〔1号炉〕 表27-2-5-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>*2</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位高 (L8)	1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	要素	項目	頻 度	1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時 又は 定事検停止後の原子炉起動中に1回	2. 原子炉隔離時冷却系流量	3. 原子炉隔離時冷却系制御	4. 残留熱除去系流量	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>				<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要素	設定値	項目	頻 度																																																																	
1. 原子炉水位高 (L8)	1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																																																																	
要素	項目	頻 度																																																																		
1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時 又は 定検停止後の原子炉起動中に1回																																																																		
2. 原子炉隔離時冷却系流量																																																																				
3. 原子炉隔離時冷却系制御																																																																				
4. 残留熱除去系流量																																																																				
要素	設定値	項目	頻 度																																																																	
1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																	
		電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																																																																	
2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>																																																																				
要素	設定値	項目	頻 度																																																																	
1. 原子炉水位高 (L8)	1411cm以下(原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																																																																	
要素	項目	頻 度																																																																		
1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時 又は 定事検停止後の原子炉起動中に1回																																																																		
2. 原子炉隔離時冷却系流量																																																																				
3. 原子炉隔離時冷却系制御																																																																				
4. 残留熱除去系流量																																																																				
要素	設定値	項目	頻 度																																																																	
1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																	
		電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																																																																	
2. 燃料取替エリア排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>																																																																				

### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>(8) 事故時計装〔1号炉〕 表27-2-5-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 素</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="2">毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	4. ドライウェル圧力	5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ	<p>(8) 事故時計装〔1号炉〕 表27-2-5-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 素</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="2">毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	4. ドライウェル圧力	5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p>
要 素	項 目	頻 度																								
1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																								
4. ドライウェル圧力																										
5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ																										
要 素	項 目	頻 度																								
1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																								
4. ドライウェル圧力																										
5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ																										

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
1. 原子炉緊急停止系計装〔2号炉〕 表27-2-1				1. 原子炉緊急停止系計装〔2号炉〕 表27-2-1				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 （法令改正を反映） （第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更）
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止 <sup>*1*2</sup> 、冷温停止 <sup>*1*2</sup> 及び燃料交換 <sup>*1*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止 <sup>*1*2</sup> 、冷温停止 <sup>*1*2</sup> 及び燃料交換 <sup>*1*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時			電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
b. 動作不能	—	電気保課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	b. 動作不能	—	電気保課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下  (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下  (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時			当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	
		電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時			電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
	120%以下  (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		120%以下  (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回			燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	
		燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000MWd/tに1回			燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000MWd/tに1回	
		電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時			電気保課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b)熱流束相当	自動可変設定 (図27(1)に示す設定値以下)	燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	(b)熱流束相当	自動可変設定 (図27(1)に示す設定値以下)	燃料炉心課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。	1週間に1回	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)
		燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000Mwd/tに1回			燃料炉心課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1000Mwd/tに1回	
		電気保守課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
		電気保守課長は、流量ユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、流量ユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	
b. 動作不能	—	電気保守課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 動作不能	—	電気保守課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.34MPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.34MPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
4. 炉心流量急減	自動可変設定 (図27(2)に示す設定値以上)	電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	4. 炉心流量急減	自動可変設定 (図27(2)に示す設定値以上)	電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
5. 原子炉水位低(L3)	1285cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 原子炉水位低(L3)	1285cm以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
6. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	機械保守課長は、チャンネル校正を実施し、電気保守課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	6. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	機械保守課長は、チャンネル校正を実施し、電気保守課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
7. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	7. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
8. 制御棒駆動機構 充てん水圧力低	12.8MPa[gage]以上	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止 <sup>*2</sup> 、低温停止 <sup>*2</sup> 及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	8. 制御棒駆動機構 充てん水圧力低	12.8MPa[gage]以上	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止 <sup>*2</sup> 、低温停止 <sup>*2</sup> 及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			電気保守課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
9. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*3</sup>	当直長は、原子炉熱出力が35%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	9. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*3</sup>	当直長は、原子炉熱出力が35%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)
		機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
10. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧  4. 12MPa[gage]以上 <sup>*3</sup>	当直長は、原子炉熱出力が35%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	10. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧  4. 12MPa[gage]以上 <sup>*3</sup>	当直長は、原子炉熱出力が35%相当以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	原子炉起動時	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
11. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	11. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
12. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床(EL0.8m)水平方向 b. 原子炉建屋4階床(EL32.5m)水平方向 c. 原子炉建屋地下2階床(EL0.8m)鉛直方向	地下2階床水平 185 Gal 以下 4階床水平 505 Gal 以下 地下2階床鉛直 165 Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時	12. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床(EL0.8m)水平方向 b. 原子炉建屋4階床(EL32.5m)水平方向 c. 原子炉建屋地下2階床(EL0.8m)鉛直方向	地下2階床水平 185 Gal 以下 4階床水平 505 Gal 以下 地下2階床鉛直 165 Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時	13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
14. 手動	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	<u>定検</u> 停止時	14. 手動	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル	—	当直長は、原子炉の状態が運転、起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	15. 原子炉緊急停止 a. 論理チャンネル b. 出力チャンネル	—	当直長は、原子炉の状態が運転、起動において、論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	
(中略)				(中略)				

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																												
<p>2. 起動領域モニタ計装〔2号炉〕 表27-2-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 35%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動<sup>*1</sup>、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>*2</sup>の場合 毎日1回 炉心変更中<sup>*2</sup>の場合 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動<sup>*1</sup>、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>*2</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧注水系計装〔2号炉〕 表27-2-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力低 (注入可)</td> <td>3.1MPa[gage]<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 高圧炉心注水系計装〔2号炉〕 表27-2-3-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1.5)</td> <td>1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	項 目	頻 度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*2</sup> の場合 12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L1)	936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.1MPa[gage] <sup>*1</sup>			要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	<p>2. 起動領域モニタ計装〔2号炉〕 表27-2-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 35%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動<sup>*1</sup>、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>*2</sup>の場合 毎日1回 炉心変更中<sup>*2</sup>の場合 12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動<sup>*1</sup>、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>*2</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧注水系計装〔2号炉〕 表27-2-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1)</td> <td>936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力低 (注入可)</td> <td>3.1MPa[gage]<sup>*1</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(2) 高圧炉心注水系計装〔2号炉〕 表27-2-3-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 15%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位低 (L1.5)</td> <td>1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)</td> <td>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. ドライウェル圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要 素	項 目	頻 度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*2</sup> の場合 12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L1)	936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.1MPa[gage] <sup>*1</sup>			要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要 素	項 目	頻 度																																																																												
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*2</sup> の場合 12時間に1回																																																																												
	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																												
	電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																																																																												
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																											
1. 原子炉水位低 (L1)	936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																											
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																																																																											
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.1MPa[gage] <sup>*1</sup>																																																																													
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																											
1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																											
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																																																																											
要 素	項 目	頻 度																																																																												
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> の場合 毎日1回 炉心変更中 <sup>*2</sup> の場合 12時間に1回																																																																												
	当直長は、原子炉の状態が起動 <sup>*1</sup> 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>*2</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																												
	電気保修課長は、チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																																																																												
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																											
1. 原子炉水位低 (L1)	936cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																											
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																																																																											
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.1MPa[gage] <sup>*1</sup>																																																																													
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																											
1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm 以上 (原子炉圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																											
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																																																																											

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 原子炉隔離時冷却系計装〔2号炉〕 表27-2-3-3				(3) 原子炉隔離時冷却系計装〔2号炉〕 表27-2-3-3				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり,要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm以上 (原子炉压力容器零レ ベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運 転,起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm以上 (原子炉压力容器零レ ベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運 転,起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は,チャンネル 校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は,チャンネル 校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				
(4) 自動減圧系計装〔2号炉〕 表27-2-3-4				(4) 自動減圧系計装〔2号炉〕 表27-2-3-4				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1)	936cm以上 (原子炉压力容器零レ ベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運 転,起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1)	936cm以上 (原子炉压力容器零レ ベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運 転,起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> に おいて動作不能でないことを 指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実 施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 自動減圧系作動時間遅れ	30秒以下	(1)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実 施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	3. 自動減圧系作動時間遅れ	30秒以下	(1)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
4. 高圧炉心注水ポンプ 吐出圧力高	1.43MPa[gage] <sup>*2</sup>	(1)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実 施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	4. 高圧炉心注水ポンプ 吐出圧力高	1.43MPa[gage] <sup>*2</sup>	(1)電気保修課長は,チャンネル校 正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
5. 残留熱除去ポンプ 吐出圧力高	0.91MPa[gage] <sup>*2</sup>			5. 残留熱除去ポンプ 吐出圧力高	0.91MPa[gage] <sup>*2</sup>			
(中略)				(中略)				









志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕 表27-2-4-3				(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕 表27-2-4-3				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L3)	1285cm以上(原子 炉压力容器零レベルよ り)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起 動及び高温停止において動作不能 でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L3)	1285cm以上 (原子炉压力容器零レ ベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起 動及び高温停止において動作不能 でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を 実施し、電気保修課長及び発電課長 は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を 実施し、電気保修課長及び発電課長 は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 原子炉棟・タービン建屋 換気空調系原子炉棟排 気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバ ックグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起 動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時に動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉棟・タービン建屋 換気空調系原子炉棟排 気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバ ックグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起 動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射され た燃料に係る作業時に動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料取替エリア排気モニ タ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバ ックグラウンド)以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を 実施し、電気保修課長及び発電課長 は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	4. 燃料取替エリア排気モニ タ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバ ックグラウンド)以下	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を 実施し、電気保修課長及び発電課長 は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装〔2号炉〕 表27-2-5-1				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装〔2号炉〕 表27-2-5-1				・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事 項はLCOを満足し ているかどうかの確 認行為であり、要求事 項に適合しているか どうかを判定する検 査ではないため「検 査」を「確認」に変更)
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装 (A系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装 (A系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低 (L1)	936cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位低 (L1)	936cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 非常用ディーゼル発電機計装 (B系及びC系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	2. 非常用ディーゼル発電機計装 (B系及びC系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時	b. 原子炉水位低 (L1.5)	1020cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	(2)電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定事検停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(3)電気保修課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																
<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 (冷却材補給機能) [2号炉]</p> <p>表27-2-5-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td rowspan="2">1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 [2号炉]</p> <p>表27-2-5-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下<sup>*1</sup></td> <td>機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉</td> <td>蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 [2号炉]</p> <p>表27-2-5-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 動作不能</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>電気保修課長は、論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施</u>する。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L2)	1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時	電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	<p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 (冷却材補給機能) [2号炉]</p> <p>表27-2-5-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位低 (L2)</td> <td rowspan="2">1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動<sup>*1</sup>及び高温停止<sup>*1</sup>において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 [2号炉]</p> <p>表27-2-5-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10%閉以下<sup>*1</sup></td> <td>機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 蒸気加減弁急速閉</td> <td>蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 [2号炉]</p> <p>表27-2-5-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 45%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td rowspan="2">105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 動作不能</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>電気保修課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 下限</td> <td>5%<sup>*1</sup></td> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位低 (L2)	1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時	電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 原子炉水位低 (L2)	1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 原子炉水位低 (L2)	1165cm以上 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 <sup>*1</sup>	機械保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
2. 蒸気加減弁急速閉	蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage]以上 <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																																															
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (炉心流量W (%) に対し、 [0.68W+44]%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	原子炉起動時																																																																															
		電気保修課長は、チャンネル校正(検出器を除く。)及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
b. 動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															
c. 下限	5% <sup>*1</sup>	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																																															

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装〔2号炉〕 表27-2-5-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位高 (L8)</td> <td rowspan="2">1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装〔2号炉〕 表27-2-5-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">要 素</th> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心注水系流量</td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 中央制御室換気空調再循環系計装〔2号炉〕 表27-2-5-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>*2</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能<u>検査</u>を<u>実施</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位高 (L8)	1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. 高圧炉心注水系流量	3. 残留熱除去系流量	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	<p>(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装〔2号炉〕 表27-2-5-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉水位高 (L8)</td> <td rowspan="2">1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)</td> <td>当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装〔2号炉〕 表27-2-5-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">要 素</th> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を<u>確認</u>する。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心注水系流量</td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系流量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 中央制御室換気空調再循環系計装〔2号炉〕 表27-2-5-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">要 素</th> <th style="width: 20%;">設定値</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高<sup>*1</sup></td> <td rowspan="2">10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>*2</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を<u>確認</u>する。</td> <td style="text-align: center;"><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉水位高 (L8)	1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	2. 高圧炉心注水系流量	3. 残留熱除去系流量	要 素	設定値	項 目	頻 度	1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p>
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																							
1. 原子炉水位高 (L8)	1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																							
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																							
要 素	項 目	頻 度																																																								
1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																								
2. 高圧炉心注水系流量																																																										
3. 残留熱除去系流量																																																										
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																							
1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																							
		電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時																																																							
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																							
1. 原子炉水位高 (L8)	1389cm以下 (原子炉压力容器零レベルより)	当直長は、原子炉熱出力35%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																							
		電気保修課長は、チャンネル校正及び論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																							
要 素	項 目	頻 度																																																								
1. 原子炉圧力	電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、発電課長は、制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																								
2. 高圧炉心注水系流量																																																										
3. 残留熱除去系流量																																																										
要 素	設定値	項 目	頻 度																																																							
1. 原子炉棟・タービン建屋換気空調系原子炉棟排気モニタ放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																							
		電気保修課長は、チャンネル校正を実施し、電気保修課長及び発電課長は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時																																																							

### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>(8) 事故時計装〔2号炉〕 表27-2-5-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 素</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="2">毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3"><span style="color: red;">定検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時	4. ドライウェル圧力	5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ	<p>(8) 事故時計装〔2号炉〕 表27-2-5-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">要 素</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td rowspan="2">毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位（広帯域）</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位（燃料域）</td> <td rowspan="3">電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3"><span style="color: red;">定事検</span>停止時</td> </tr> <tr> <td>4. ドライウェル圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	要 素	項 目	頻 度	1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位（広帯域）	3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時	4. ドライウェル圧力	5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ	<p>・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (法令改正を反映)</p>
要 素	項 目	頻 度																								
1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定検</span> 停止時																								
4. ドライウェル圧力																										
5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ																										
要 素	項 目	頻 度																								
1. 原子炉圧力	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																								
2. 原子炉水位（広帯域）																										
3. 原子炉水位（燃料域）	電気保修課長は、チャンネル校正を実施する。	<span style="color: red;">定事検</span> 停止時																								
4. ドライウェル圧力																										
5. 格納容器内雰囲気放射線モニタ																										



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(逃がし安全弁) 第 30 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定検</u>停止時、逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。<sup>※1</sup> (2) 電気保修課長は、<u>定検</u>停止時、逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>定期検査前</u>に本<u>検査</u>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第 32 条 〔1号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定検</u>停止時、供用中の漏えい又は水圧検査<u>を実施し、その結果を</u>発電課長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定検</u>停止時、供用中の漏えい又は水圧検査を<u>を実施し、その結果を</u>発電課長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(逃がし安全弁) 第 30 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定事検</u>停止時、逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。<sup>※1</sup> (2) 電気保修課長は、<u>定事検</u>停止時、逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>定事検停止時前</u>に本<u>確認</u>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第 32 条 〔1号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定事検</u>停止時、供用中の漏えい又は水圧検査<u>の結果を確認し、</u>発電課長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定事検</u>停止時、供用中の漏えい又は水圧検査<u>の結果を確認し、</u>発電課長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査を実施」を「検査の結果を確認」に変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第 39 条 〔1号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定検</b>停止時、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なこと(自動減圧系を除く)を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定検</b>停止時、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、格納容器スプレイ冷却系及び高圧炉心スプレイ系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※2</sup></p> <p>(中略)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において、非常用炉心冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系、当該原子炉格納容器スプレイ冷却系<sup>※3</sup>の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定検</b>停止時に、低圧注水系、高圧炉心注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なこと(自動減圧系を除く)を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は、<b>定検</b>停止時、原子炉格納容器スプレイ冷却系が手動で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に低圧注水系、原子炉格納容器スプレイ冷却系、高圧炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※4</sup></p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1)</p> <p>第 39 条 〔1号炉〕</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定事検</b>停止時、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なこと(自動減圧系を除く)を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定事検</b>停止時、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、格納容器スプレイ冷却系及び高圧炉心スプレイ系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※2</sup></p> <p>(中略)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上<b>かつ原子炉隔離時冷却系においては原子炉起動時に実施する運転確認終了後</b>)において、非常用炉心冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系、当該原子炉格納容器スプレイ冷却系<sup>※3</sup>の動作不能とはみなさない。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定事検</b>停止時に、低圧注水系、高圧炉心注水系及び自動減圧系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なこと(自動減圧系を除く)を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期事業者検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は、<b>定事検</b>停止時、原子炉格納容器スプレイ冷却系が手動で作動すること及びポンプが表39-2の流量及び揚程で運転可能なことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に低圧注水系、原子炉格納容器スプレイ冷却系、高圧炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※4</sup></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「。」を追記)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動時に実施する運転確認終了後からLCOを適用する旨を明確化) (法令改正を反映)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「。」を追記)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>表39-2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 420 1291 1018"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が<u>検査</u>時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が<u>検査</u>時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動中<sup>**9</sup>に1回</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動中<sup>**9</sup>に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	頻 度	(中略)		7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>検査</u> 時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	(中略)		9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>検査</u> 時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回	10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回	<p>表39-2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1427 420 2546 1018"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が<u>運転確認</u>時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が<u>運転確認</u>時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中<sup>**9</sup>に1回</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動中<sup>**9</sup>に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項 目	頻 度	(中略)		7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>運転確認</u> 時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	(中略)		9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>運転確認</u> 時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回	10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正を反映) (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「運転確認」に変更)</p>
項 目	頻 度																									
(中略)																										
7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>検査</u> 時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																									
(中略)																										
9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>検査</u> 時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回																									
10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回																									
項 目	頻 度																									
(中略)																										
7. 原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>運転確認</u> 時の原子炉圧力に加えて6.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回																									
(中略)																										
9. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]相当において、原子炉隔離時冷却ポンプの流量が18.2m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が <u>運転確認</u> 時の原子炉圧力に加えて4.8m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回																									
10. 原子炉隔離時冷却系における注入弁、試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際し作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動中 <sup>**9</sup> に1回																									
<p>表39-3-1</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1339 1291 1911"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 残りの高圧炉心注水系について<u>検査を行い</u>、動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合	A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	及び A2. 残りの高圧炉心注水系について <u>検査を行い</u> 、動作可能であることを確認する。	速やかに	及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに	及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>表39-3-1</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1427 1339 2546 1911"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>及び A2. 残りの高圧炉心注水系について、動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合	A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	及び A2. 残りの高圧炉心注水系について、動作可能であることを確認する。	速やかに	及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに	及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (他系統が動作可能であることの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を削除)</p>
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合	A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																								
	及び A2. 残りの高圧炉心注水系について <u>検査を行い</u> 、動作可能であることを確認する。	速やかに																								
	及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに																								
	及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。	速やかに																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 高圧炉心注水系1系列が動作不能の場合	A1. 高圧炉心注水系1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																								
	及び A2. 残りの高圧炉心注水系について、動作可能であることを確認する。	速やかに																								
	及び A3. 自動減圧系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	速やかに																								
	及び A4. 原子炉隔離時冷却系(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)について、動作可能であることを確認する。	速やかに																								



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(非常用炉心冷却系その2)</p> <p>第 40 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 40-2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する<sup>*3</sup>。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める<u>検査</u>時を除く。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第 41 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期検査</u>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において、表41-2に定める事項を確認する。</p> <p>(中略)</p>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する <sup>*3</sup> 。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める <u>検査</u> 時を除く。	1ヶ月に1回	<p>(非常用炉心冷却系その2)</p> <p>第 40 条</p> <p>(中略)</p> <p>表 40-2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する<sup>*3</sup>。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める<u>確認</u>時を除く。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第 41 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)<u>かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後</u>)において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期事業者検査</u>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉起動時における開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において、表41-2に定める事項を確認する。</p> <p>(中略)</p>	項 目	頻 度	1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回	2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する <sup>*3</sup> 。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める <u>確認</u> 時を除く。	1ヶ月に1回	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定める事項はLCOを満足しているかどうかの確認行為であり、要求事項に適合しているかどうかを判定する検査ではないため「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子炉起動時に実施する運転確認終了後からLCOを適用する旨を明確化) (法令改正の反映)</p>
項 目	頻 度													
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回													
2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する <sup>*3</sup> 。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める <u>検査</u> 時を除く。	1ヶ月に1回													
項 目	頻 度													
1. 動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合、サプレッションプール水位が-495cm以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合、復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.8m以上あることを確認する。	12時間に1回													
2. 動作可能であるべき高压炉心注水系及び低压注水系について、主要配管が満水であることを確認する <sup>*3</sup> 。ただし、第39条(非常用炉心冷却系その1)第2項(1)で定める <u>確認</u> 時を除く。	1ヶ月に1回													





## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第 44 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保守課長は、<u>定検</u>停止時、サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第 47 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>定検</u>停止時、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋)</p> <p>第 49 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保守課長は、<u>定検</u>停止時、原子炉建屋原子炉棟を負圧に<u>保ちうる</u>ことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁)</p> <p>第 44 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保守課長は、<u>定事検</u>停止時、サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第 47 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<u>定事検</u>停止時、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋)</p> <p>第 49 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保守課長は、<u>定事検</u>停止時、原子炉建屋原子炉棟を負圧に<u>保ち得る</u>ことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「保ちうる」を「保ち得る」に変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉建屋給排気隔離弁)</p> <p>第 50 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<b>定検</b>停止時、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第 51 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械係長は、<b>定検</b>停止時、非常用ガス処理系のよう素用チャコールフィルタ総合除去効率が表 5 1 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定検</b>停止時、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 52 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定検</b>停止時、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)及び原子炉補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉建屋給排気隔離弁)</p> <p>第 50 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、<b>定事検</b>停止時、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第 51 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械係長は、<b>定事検</b>停止時、非常用ガス処理系のよう素用チャコールフィルタ総合除去効率が表 5 1 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、<b>定事検</b>停止時、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 52 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気係長は、<b>定事検</b>停止時、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)及び原子炉補機冷却海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p>





## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第 59 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定検</b>停止時、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動すること及び定格出力で運転可能なことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第 62 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>(中略)</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定検</b>停止時、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>※2</sup>）の機能を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>[2号炉]</p> <p>(中略)</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定検</b>停止時、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>※4</sup>）の機能を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第 59 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定事検</b>停止時、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動すること及び定格出力で運転可能なことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第 62 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>(中略)</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定事検</b>停止時、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>※2</sup>）の機能を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>[2号炉]</p> <p>(中略)</p> <p>2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保守課長は、<b>定事検</b>停止時、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>※4</sup>）の機能を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正の反映)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 7 1 条 各課長及び当直長は、運転上の制限を第 3 節各条の第 2 項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした<u>点検・保修</u>を実施する場合)</p> <p>第 7 3 条 各課長及び当直長は、予防保全を目的とした<u>点検・保修</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2 各課長及び当直長は、予防保全を目的とした<u>点検・保修</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて<u>点検・保修</u>を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3 第 1 項及び第 2 項の実施については、第 7 2 条（運転上の制限を満足しない場合）第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4 各課長及び当直長は、第 1 項又は第 2 項に基づく<u>点検・保修</u>を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の実施に<u>あたって</u>は、運転上の制限外へ移行した時点を<u>点検・保修</u>に対する完了時間の起点とする。</p> <p>(中略)</p> <p>※ 2 : <u>点検・保修</u>を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2 回目以降の実施については除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第 7 1 条 各課長及び当直長は、運転上の制限を第 3 節各条の第 2 項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした<u>保全作業</u>を実施する場合)</p> <p>第 7 3 条 各課長及び当直長は、予防保全を目的とした<u>保全作業</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証したうえで</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2 各課長及び当直長は、予防保全を目的とした<u>保全作業</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて<u>保全作業</u>を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し</u>、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3 第 1 項及び第 2 項の実施については、第 7 2 条（運転上の制限を満足しない場合）第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4 各課長及び当直長は、第 1 項又は第 2 項に基づく<u>保全作業</u>を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の実施に<u>当たって</u>は、運転上の制限外へ移行した時点を<u>保全作業</u>に対する完了時間の起点とする。</p> <p>(中略)</p> <p>※ 2 : <u>保全作業</u>を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2 回目以降の実施については除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (運転上の制限を満足しているか否かの確認は、実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い「点検・保修」を「保全作業」に変更) (安全措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「あたって」を「当たって」に変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 5 章 燃 料 管 理</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 7 8 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 燃料炉心課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) <u>運搬</u>車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること<sup>*1</sup>。</p> <p>3 燃料炉心課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、前項(1)から(3)に加え、次の事項を<u>遵守</u>する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること<sup>*1</sup>。</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 放射線安全課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<sup>*1</sup>。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6</u> 燃料炉心課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>7</u> 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とされない。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 5 章 燃 料 管 理</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第 7 8 条</p> <p>(中略)</p> <p>2 燃料炉心課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>する。</p> <p>(1) 車両への積付けに際しては、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること<sup>*1</sup>。</p> <p>3 燃料炉心課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>前項(1)から(3)に加え、次の事項を<u>確認</u>する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること<sup>*1</sup>。</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4 放射線安全課長は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する<sup>*1</sup>。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線安全課長は、燃料炉心課長が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、<u>移動前に</u>新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6 燃料炉心課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 未臨界検査</u></p> <p><u>(4) 吊上検査</u></p> <p><u>(5) 重量検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 表面密度検査</u></p> <p><u>7</u> 燃料炉心課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>8</u> 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とされない。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(新燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(新燃料を発電所外に運搬する場合の遵守事項を規定)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第 80 条</p> <p>燃料炉心課長は、<u>定期検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p><u>2 放射線安全課長は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合、原子炉冷却材中のよう素131増加量※1を測定し、その結果を燃料炉心課長に通知する。</u></p> <p><u>3 燃料炉心課長は、前項の測定結果から燃料取替の措置を講じる場合は、 SHIPPING 検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p><u>4 燃料炉心課長は、第1項又は第3項の検査の結果、<u>使用しないと判断した燃料のうち</u>使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p><u>5 燃料炉心課長は、第1項又は第3項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</u></p> <p><u>※1：増加量とは、負荷降下開始時から発電機解列後24時間までの期間の増加分とする。ただし、発電機解列後24時間までに大気圧に達しない場合は大気圧到達までとする。</u></p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第 80 条</p> <p>燃料炉心課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p><u>3 燃料炉心課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p><u>4 燃料炉心課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(定期事業者検査により、燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第 81 条</p> <p>燃料炉心課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2 燃料炉心課長は、<u>第 1 項</u>の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p><u>(1)</u> 停止余裕</p> <p><u>(2)</u> 最小限界出力比</p> <p><u>(3)</u> 燃料棒最大線出力密度</p> <p><u>(4)</u> 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>3 燃料を装荷した後に、<u>第 2 項</u>の期間を延長する場合には、あらかじめ燃料炉心課長は、その延長する期間も含め<u>第 2 項</u>に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、<u>第 2 項</u>の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第 81 条</p> <p>燃料炉心課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び<u>燃料配置を変更する</u>体制を燃料取替実施計画に定め、<u>次項に定める評価及び確認の結果を含めて</u>原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2 燃料炉心課長は、<u>取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 前項</u>の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回<u>定期事業者検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を<u>所定の出力で</u>運転できる<u>ように設定した</u>取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。<u>なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>イ</u> 停止余裕</p> <p><u>ロ</u> 最小限界出力比</p> <p><u>ハ</u> 燃料棒最大線出力密度</p> <p><u>ニ</u> 燃料集合体最高燃焼度</p> <p><u>ホ</u> 燃料の出力履歴</p> <p><u>ヘ</u> 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性）</p> <p><u>ト</u> 減速材ボイド係数</p> <p><u>チ</u> スクラム反応度曲線</p> <p><u>リ</u> 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></p> <p><u>ヌ</u> ほう酸水注入時の実効増倍率</p> <p><u>※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料配置や炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</u></p> <p>3 燃料を装荷した後に、<u>前項で評価に用いた</u>期間を延長する場合には、あらかじめ燃料炉心課長は、その延長する期間も含め<u>前項</u>に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、<u>前項</u>の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（取替炉心の安全性評価に係る記載の充実）</p> <p>（実態に合わせ、評価を含めて所長承認するよう記載を明確化）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「第 1 項」を「前項」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「第 2 項」を「前項」に変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 84 条</p> <p>燃料炉心課長は、使用済燃料貯蔵プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 発電課長は、原子炉から使用済燃料を取り出して、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する場合、及び燃料炉心課長は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵プール内を移動して貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表 8 4 に定める使用済燃料貯蔵プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(中略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 84 条</p> <p>燃料炉心課長は、使用済燃料貯蔵プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>2 発電課長は、原子炉から使用済燃料 <u>(以下、照射された燃料を含む。)</u> を取り出して、使用済燃料貯蔵プールに貯蔵する場合、及び燃料炉心課長は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵プール内を移動して貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表 8 4 に定める使用済燃料貯蔵プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p><u>3 燃料炉心課長は、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(使用済燃料の貯蔵に係る記載の充実)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
第 6 章 放射性廃棄物管理	第 6 章 放射性廃棄物管理	
(なし)	<u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u>	
(放射性固体廃棄物の管理)	<u>第 8 6 条</u>	
<u>第 8 6 条</u>	<u>発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを規定)
(中略)	(放射性固体廃棄物の管理)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げ)
5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>事項を遵守する。</u>	5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u>	(放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る記載の充実)
(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。	(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。	
(2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。	(2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。	
(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。	(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。	
(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	
	<u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u>	
	<u>(6) 車両を徐行させること。</u>	
	<u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u>	
6 放射線安全課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	6 放射線安全課長は、前項の運搬において、 <u>運搬前に</u> 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	
(中略)	(中略)	
8 放射線安全課長は、放射性固体廃棄物を発電所外へ <u>廃棄する場合には</u> 、所長の承認を得る。	8 放射線安全課長は、 <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)
	(1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u>	
	(2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u>	
	(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に <u>廃棄するに当たって</u> 、所長の承認を得る。	
	<u>9 放射線安全課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u>	
	<u>10 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u>	
	(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u>	
	(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u>	
	<u>11 放射線安全課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u>	
(中略)	(中略)	



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第86条の<u>2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(なし)</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第86条の<u>3</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(輸入廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第86条の4</u></p> <p style="text-align: center;"><u>原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、その輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>2 原子力部長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織から組織的独立を確保した体制により実施する検査を統括する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条</p> <p>放射線安全課長及び電気保修課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げ)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合に検査を行うことを規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放出管理用計測器の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
第 7 章 放 射 線 管 理	第 7 章 放 射 線 管 理	
(なし)	<u>(放射線管理に係る基本方針)</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(管理区域の設定及び解除)	<u>第 9 1 条</u> <u>発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	(ALARAの精神にのっとり、従業員等の被ばくを管理することを規定)
<u>第 9 1 条</u>	(管理区域の設定及び解除)	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(中略)	(中略)	(条文番号の繰り下げ)
(線量の評価)	<u>(放射線業務従事者の線量管理等)</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
第 9 8 条	第 9 8 条	(条文名称の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること(ALARA活動)を規定)
放射線安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 9 8 に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	<u>各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u>	
(中略)	<u>2</u> 放射線安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 9 8 に定める項目、頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	
(中略)	(中略)	
(なし)	<u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u>	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(中略)	<u>第 1 0 0 条の 2</u> <u>放射線安全課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u>	(平常時の環境放射線モニタリングの立案、それに基づく測定・評価を行うことを規定)
(放射線計測器類の管理)	(放射線計測器類の管理)	
第 1 0 1 条	第 1 0 1 条	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
放射線安全課長及び電気保守課長は、表 1 0 1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	放射線安全課長及び電気保守課長は、表 1 0 1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 <u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u> ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。	(放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)
(中略)	(中略)	

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 102 条</p> <p>放射線安全課長は、室長及び各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条〔新燃料の運搬〕、第85条〔使用済燃料の運搬〕及び第86条〔放射性固体廃棄物の管理〕に定めるものを除く。以下、本条において同じ）を運搬する場合は、第86条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3 放射線安全課長は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての測定を省略できる。</p> <p>4 放射線安全課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第 103 条</p> <p>各課長は、核燃料物質等（第78条〔新燃料の運搬〕、第85条〔使用済燃料の運搬〕及び第86条〔放射性固体廃棄物の管理〕に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第102条</p> <p>放射線安全課長は、室長及び各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条〔新燃料の運搬〕、第85条〔使用済燃料の運搬〕及び第86条の2〔放射性固体廃棄物の管理〕に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は、第86条の2（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3 放射線安全課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 放射線安全課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第103条</p> <p>各課長は、核燃料物質等（第78条〔新燃料の運搬〕、第85条〔使用済燃料の運搬〕及び第86条の2〔放射性固体廃棄物の管理〕に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、運搬に当たっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示が行われていること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>4 放射線安全課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（条文番号の繰り下げ）</p> <p>（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「。」を追記）</p> <p>（「測定」を「確認」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（条文番号の繰り下げ）</p> <p>（発電所外への運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 8 章 <u>保守管理</u></p> <p>(<u>保守管理計画</u>)</p> <p>第 106 条</p> <p><u>保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</u></p> <p><u>1. 定義</u></p> <p><u>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</u></p> <p><u>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>保守管理</u>の現状等を踏まえ、<u>保守管理</u>の実施方針を定める。また、<u>1.2.</u> の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>7.3</u>参照) を踏まえ<u>保守管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、<u>第 106 条の 3</u>に定める<u>長期保守管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期保守管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>保守管理</u>の実施方針に反映する。</p> <p>(3) <u>発電所組織</u>は、<u>保守管理</u>の実施方針に基づき、<u>保守管理</u>の改善を図るための<u>保守管理目標</u>を設定する。また、<u>1.2.</u> の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>7.3</u>参照) を踏まえ<u>保守管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全プログラムの策定</u></p> <p><u>発電所組織</u>は、<u>2.</u> の<u>保守管理目標</u>を達成するため<u>4.</u> より<u>1.1.</u> からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>1.2.</u> の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>7.3</u>参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>4. 保全対象範囲の策定</u></p> <p><u>発電所組織</u>は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の<u>各項</u>の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 (以下「技術基準」という。) に規定される設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p>	<p>第 8 章 <u>施設管理</u></p> <p>(<u>施設管理計画</u>)</p> <p>第 106 条</p> <p><u>原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p><u>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、<u>1.1.</u> の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>6.3</u>参照) を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、<u>第 106 条の 6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。</p> <p>(3) <u>原子力運営組織</u>は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、<u>1.1.</u> の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>6.3</u>参照) を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u></p> <p><u>原子力運営組織</u>は、<u>1.</u> の<u>施設管理目標</u>を達成するため<u>3.</u> より<u>1.0.</u> からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、<u>1.1.</u> の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (<u>6.3</u>参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u></p> <p><u>原子力運営組織</u>は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の<u>各号</u>の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置 (変更) 許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイド(保安措置運用ガイド)の反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理目標の設定, 保全プログラムの策定及び保全対象範囲の策定を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「各項」を「各号」に変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>5. 保全重要度</b>の設定</p> <p><u>発電所組織</u>は、<u>4.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした<u>上</u>で、構築物、系統及び機器の<u>保全重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p>	<p><b>4. 施設管理の重要度</b>の設定</p> <p><u>原子力運営組織</u>は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした<u>うえで</u>、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる<u>重要度</u>(以下「<u>保全重要度</u>」という。)と設計及び工事に用いる<u>重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重要度分類指針の重要度</u>に基づき<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(施設管理の重要度の設定を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更)</p> <p>(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>(「上で」を「うえで」に変更)</p>
<p><b>6. 保全活動管理指標</b>の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5.</u>の<u>保全重要度</u>を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>(b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>5.</u>(1)の<u>保全重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>(b) 非待機(UA)時間*<sup>1</sup></p> <p>※1 非待機(UA)時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p><b>5. 保全活動管理指標</b>の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>4.</u>の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標</u>の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数</p> <p>(b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4.</u>(1)の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>(b) 非待機(UA)時間*<sup>1</sup></p> <p>※1 <u>非待機(UA)時間</u>については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(<u>以下、本条において同じ。</u>)。</p> <p>(2) 発電所組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>(「:」を追記)</p>
<p><b>7. 保全計画</b>の策定</p> <p>(1) <u>発電所組織</u>は、<u>4.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (<u>7.1</u>参照)</p> <p>b. <u>補修、取替え及び改造</u>計画 (<u>7.2</u>参照)</p>	<p><b>6. 保全計画</b>の策定</p> <p>(1) <u>原子力運営組織</u>は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (<u>6.1</u>参照)</p> <p>b. <u>設計及び工事</u>の計画 (<u>6.2</u>参照)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(保全計画の策定を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>c. 特別な保全計画（<a href="#">7. 3</a>参照）</p> <p>(2) <b>発電所組織</b>は、保全計画の策定に<b>あたって</b>、<a href="#">5.</a> の<b>保全重要度</b>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<a href="#">1.1.</a> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <b>発電所組織</b>は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><b>7. 1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位<b>ごと</b>に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 発電所組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮<b>しうる</b>状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(中略)</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ. 定例試験の具体的方法</p> <p>ロ. 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮<b>しうる</b>状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(中略)</p>	<p>c. 特別な保全計画（<a href="#">6. 3</a>参照）</p> <p>(2) <b>原子力運営組織</b>は、保全計画の策定に<b>当たって</b>、<a href="#">4.</a> の<b>施設管理の重要度</b>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<a href="#">1.0.</a> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <b>原子力運営組織</b>は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><b>6. 1 点検計画の策定</b></p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位<b>毎</b>に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 発電所組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮<b>し得る</b>状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(中略)</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ. 定例試験の具体的方法</p> <p>ロ. 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮<b>し得る</b>状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>（保全計画の策定を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更）</p> <p>（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「あたって」を「当たって」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「ごと」を「毎」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「しうる」を「し得る」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>（「しうる」を「し得る」に変更）</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7. 2 <u>補修、取替え及び改造</u>計画の策定</p> <p>(1) <u>発電所組織</u>は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等<sup>※2</sup>の<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否を<u>確認する</u>。</p> <p>(2) <u>発電所組織</u>は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮<u>しうる</u>状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>検査及び試験</u>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮<u>しうる</u>状態にあることを確認・評価するために必要な<u>検査及び試験</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>検査及び試験</u>の実施時期</p> <p><u>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示第327号）」に定める機器及び構造物をいう。</u></p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8条（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）<u>及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮<u>しうる</u>状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p>	<p>(4) <u>発電所組織</u>は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを<u>事業者検査<sup>※2</sup></u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査及び第106条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>6. 2 <u>設計及び工事</u>の計画の策定</p> <p>(1) <u>原子力運営組織</u>は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事</u>の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の<u>工事</u>を実施する場合は、<u>その計画段階において</u>、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について<u>確認を行い、その結果を記録する</u>。</p> <p>(2) <u>発電所組織</u>は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、<u>使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する</u>。</p> <p>(3) <u>発電所組織</u>は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮<u>し得る</u>状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮<u>し得る</u>状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事</u>の計画の認可）、第43条の3の10（<u>設計及び工事</u>の計画の届出）<u>及び</u>第43条の3の11 <u>第3項</u>（使用前<u>事業者検査の確認申請</u>）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮<u>し得る</u>状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （設計及び工事の計画の策定を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 （「しうる」を「し得る」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 （「第43条の3の8条」を「第43条の3の8」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 （「しうる」を「し得る」に変更）</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>b. 所定の機能を発揮<u>しうる</u>状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><b>8. 保全の実施</b></p> <p>(1) 原子力運営組織は，<u>7.</u> で定めた保全計画に<u>したがって点検・補修等</u>の保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力運営組織は，保全の実施に<u>あたって</u>，<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p><u>a. 工事計画</u></p> <p><u>b. 設計管理</u></p> <p><u>c. 調達管理</u></p> <p><u>d. 工事管理</u></p> <p>(3) 原子力運営組織は，<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。</p> <p><b>9. 点検・補修等</b>の結果の確認・評価</p> <p>(1) <u>原子力運営組織</u>は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮<u>しうる</u>状態にあることを，所定の時期<sup>*4</sup>までに確認・評価し，記録する。</p> <p><u>(2) 原子力運営組織</u>は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることを，所定の時期<sup>*4</sup>までに確認・評価し，記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><b>10. 点検・補修等</b>の不適合管理，是正処置及び<u>予防</u>処置</p> <p>(1) 原子力運営組織は，以下の a. 及び b. の場合には，不適合管理を行ったうえで，<u>9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度及び時期</u>の是正処置<u>並びに予防</u>処置を講じる。</p> <p>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮<u>しうる</u>ことを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 原子力運営組織</u>は，(1) <u>a. 及び b. の場合の不適合管理，是正処置及び予防</u>処置について記録する。</p>	<p>b. 所定の機能を発揮<u>し得る</u>状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><b>7. 保全の実施</b></p> <p>(1) 原子力運営組織は，<u>6.</u> で定めた保全計画に<u>従つて</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力運営組織は，保全の実施に<u>当たつて</u>，<u>第106条の2による設計管理及び第106条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 原子力運営組織は，<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p><b>8. 保全</b>の結果の確認・評価</p> <p>(1) <u>発電所組織</u>は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮<u>し得る</u>状態にあることを，所定の時期<sup>*4</sup>までに確認・評価し，記録する。</p> <p><u>(2) 発電所組織</u>は，<u>原子炉施設の使用を開始するために，所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため，事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 発電所組織</u>は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，<u>保全</u>が実施されていることを，所定の時期<sup>*4</sup>までに確認・評価し，記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><b>9. 不適合管理，是正処置及び未然防止</b>処置</p> <p>(1) 原子力運営組織は，<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し，以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに</u>，以下の a. 及び b. <u>に至つた</u>場合には，不適合管理を行ったうえで，是正処置を講じる。</p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮<u>し得る</u>ことを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 原子力運営組織</u>は，<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 原子力運営組織</u>は，(1) <u>及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p>	<p>・記載の適正化に伴う変更 (「しうる」を「し得る」に変更) (「したがって」を「従つて」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「あたって」を「当たつて」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保全の結果の確認・評価を行う組織を「原子力運営組織」から「発電所組織」に変更)</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (「しうる」を「し得る」に変更)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>1.1. 保全の有効性評価</b></p> <p><b>発電所組織</b>は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <b>発電所組織</b>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<b>7. 1</b>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた<b>上</b>で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <b>発電所組織</b>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><b>1.2. 保守管理の有効性評価</b></p> <p>(1) <b>発電所組織</b>は、<b>1.1.</b>の保全の有効性評価の結果及び<b>2.</b>の<b>保守管理目標</b>の達成度から、定期的に<b>保守管理</b>の有効性を評価し、<b>保守管理</b>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>発電所組織</b>は、<b>保守管理</b>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><b>1.3. 情報共有</b></p> <p><b>発電所組織</b>は、<b>保守点検</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の<b>実用発電用</b>原子炉<b>の</b>設置者と共有する。</p>	<p><b>1.0. 保全の有効性評価</b></p> <p><b>原子力運営組織</b>は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <b>原子力運営組織</b>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<b>6. 1</b>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた<b>うえ</b>で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <b>原子力運営組織</b>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><b>1.1. 施設管理の有効性評価</b></p> <p>(1) <b>原子力運営組織</b>は、<b>1.0.</b>の保全の有効性評価の結果及び<b>1.</b>の<b>施設管理目標</b>の達成度から、定期的に<b>施設管理</b>の有効性を評価し、<b>施設管理</b>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <b>原子力運営組織</b>は、<b>施設管理</b>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><b>1.2. 構成管理</b></p> <p><b>原子力運営組織</b>は、<b>施設管理</b>を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>(2) <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</u></p> <p>(3) <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p><b>1.3. 情報共有</b></p> <p><b>原子力運営組織</b>は、<b>保全</b>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映） （保全の有効性評価を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更）</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 （「上」を「うえで」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （施設管理の有効性評価を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （情報共有を行う組織を「発電所組織」から「原子力運営組織」に変更）</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
(なし)	<p><u>(設計管理)</u>  <u>第106条の2</u>  <u>原子力運営組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関し、その変更が当該原子炉施設の安全に及ぼす影響を判断するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2 原子力運営組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u>  <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u>  <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  (保安措置運用ガイドの反映)</p>
(なし)	<p><u>(作業管理)</u>  <u>第106条の3</u>  <u>発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の各号を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u>  <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u>  <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u>  <u>(4) 作業工程の管理</u>  <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u>  <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u>  <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 発電所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  (保安措置運用ガイドの反映)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
(なし)	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第106条の4</u></p> <p><u>所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 室長は、保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 室長及び各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p>

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施)</p> <p><u>第106条の2</u></p> <p><u>各課長は、あらかじめ検査計画、検査要領書及び検査実施体制を定め、溶接事業者検査及び定期事業者検査を実施する。</u></p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p><u>第106条の5</u></p> <p><u>所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 室長は、保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a., b. による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 室長及び各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(条文番号の繰り下げ)</p> <p>(保安措置運用ガイドの反映)</p>



## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>)</p> <p><u>第106条の3</u></p> <p>所長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期保守管理方針</u>の策定<sup>※2</sup></p> <p>2 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※3</sup>をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>3 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>※4</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以降50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>4 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合又はその他第1項，第2項若しくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項，第2項又は第3項において策定した<u>長期保守管理方針</u>を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※3：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)</p> <p><u>第106条の6</u></p> <p>所長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定<sup>※2</sup></p> <p>2 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※3</sup>をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>3 所長は、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>※4</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以降50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>4 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合又はその他第1項，第2項若しくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項，第2項又は第3項において策定した<u>長期施設管理方針</u>を変更する。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※3：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (法令改正に伴い「長期保守管理方針」を「長期施設管理方針」に変更) (条文番号の繰り下げ)</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 10 章 保 安 教 育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第 1 1 7 条</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 保 安 教 育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第 1 1 7 条</p> <p>(中略)</p>	<p>変更なし</p>

# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

	変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
表 117-1	所員への保安教育実施方針(総括表)	所員への保安教育実施方針(総括表)																																																									
大分類	保安教育の内容	保安教育の内容																																																									
入所時に実施する教育*	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">中分類 (実用規程第92条の内容)</th> <th style="width: 15%;">小分類 (項目)</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">実施時期</th> <th style="width: 10%;">当直長 副当直長</th> <th style="width: 10%;">主操操作員</th> <th style="width: 10%;">補機操作員</th> <th style="width: 10%;">運転員</th> <th style="width: 10%;">燃料取扱の業務 に携わる者</th> <th style="width: 10%;">運転員以外の技 術系所員</th> <th style="width: 10%;">事務系所員</th> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td>関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること</td> <td>関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能に関すること</td> <td>原子炉施設の構造、性能に関すること</td> <td>原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法</td> <td>1回/3年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関すること</td> <td>放射線管理に関すること</td> <td>放射線管理に関すること</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </table>	中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主操操作員	補機操作員	運転員	燃料取扱の業務 に携わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	対象者と教育時間*2 表117-2参照	対象者と教育時間*2 表117-2参照	
中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主操操作員	補機操作員	運転員	燃料取扱の業務 に携わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員																																																	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
その他反復教育	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">中分類 (実用規程第92条の内容)</th> <th style="width: 15%;">小分類 (項目)</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">実施時期</th> <th style="width: 10%;">当直長 副当直長</th> <th style="width: 10%;">主操操作員</th> <th style="width: 10%;">補機操作員</th> <th style="width: 10%;">運転員</th> <th style="width: 10%;">燃料取扱の業務 に携わる者</th> <th style="width: 10%;">運転員以外の技 術系所員</th> <th style="width: 10%;">事務系所員</th> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td>関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること</td> <td>関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能に関すること</td> <td>原子炉施設の構造、性能に関すること</td> <td>原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法</td> <td>1回/3年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関すること</td> <td>放射線管理に関すること</td> <td>放射線管理に関すること</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>燃料取扱業務従事者教育*</td> <td>1回/10年毎以上</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </table>	中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主操操作員	補機操作員	運転員	燃料取扱の業務 に携わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	対象者と教育時間*2 表117-3参照	対象者と教育時間*2 表117-3参照	
中分類 (実用規程第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主操操作員	補機操作員	運転員	燃料取扱の業務 に携わる者	運転員以外の技 術系所員	事務系所員																																																	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉施設の構造、性能に関すること	原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 原子炉、放射線発生装置の構造及びその他の設備の取扱いの方法 外部放熱機による放射性核種の移動及び空気中の放射性核種の取扱いの方法 放射性核種発生装置の構造及び性能並びに運用方法	1回/3年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	放射線管理に関すること	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	
燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	燃料取扱業務従事者教育*	1回/10年毎以上	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																	

表 117-1

所員への保安教育実施方針(総括表)

表 117-1

所員への保安教育実施方針(総括表)

\*1: 重要及び危険な事項が、所長により別途承認された事項に依り、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育(作業手順に係る教育を除く)について省略することができる。  
 \*2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 \*3: アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

\*1: 重要及び危険な事項が、所長により別途承認された事項に依り、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育(作業手順に係る教育を除く)について省略することができる。  
 \*2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 \*3: アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

・原子力規制における  
 検査制度の見直しに伴う変更  
 (法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」、「保守管理計画」を「施設管理計画」に変更)



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 117-2

所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間*2				電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主機操作員	補機操作員	運転員以外の技 術系所員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること *1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること *1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
関係法令及び保安規定の遵守に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	電離放射線の生体に与える影響 関係法令
放射線管理に関すること *1	①管理区域への立入り及び退去の手順	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び原子炉施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること *1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関すること *1	①異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	電離放射線に係る設備の取扱い

\*1: 室長及び各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められる者については、該当する教育について省略することができる。  
\*2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者  
○: 業務に関連する者が教育の対象

表 117-2

所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間*2				電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主機操作員	補機操作員	運転員以外の技 術系所員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること *1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
関係法令及び保安規定の遵守に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	電離放射線の生体に与える影響 関係法令
放射線管理に関すること *1	①管理区域への立入り及び退去の手順	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び原子炉施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること *1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関すること *1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響 ③電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響の法 令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関すること *1	①異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	電離放射線に係る設備の取扱い

\*1: 室長及び各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められる者については、該当する教育について省略することができる。  
\*2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎: 全員が教育の対象者  
○: 業務に関連する者が教育の対象

備考

・原子力規制における  
検査制度の見直しに  
伴う変更  
(法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更)



# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表117-3

## 所員への保安教育実施方針(運転員)

保安教育の内容		具体的教育内容		対象者*1				実施頻度及び時間	
中分類	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	主機操作員	補機操作員	燃料取扱の業務に 関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	運転管理 I	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関する事項	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関する事項	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転上の留意事項の概要	運転上の留意事項の概要	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		原子炉物理(燃料管理等を含む)・理論	原子炉物理(燃料管理等を含む)・理論	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		定期点検・定期的試験 I	定期点検・定期的試験 I	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作) 異常時操作の対応(現場操作)	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転管理 II	運転上の運用と根拠	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		定期点検・定期的試験 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を越えた場合の措置	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転管理 III	異常時発生時の対応(中央制御室) 運転上の留意事項の根拠と制限を越える場合の措置	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(現場機器対応)	制御及び制限を越えた場合の措置の根拠と根拠 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
放射性廃棄物処理設備の取扱いに関すること	燃料管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
		燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
		シミュレータ訓練 I	運転操作の運搬訓練	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・異常発生時の対応・判断・指揮命令訓練	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・異常発生時の対応・判断・指揮命令訓練	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 I	保安管理に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 II	定期点検・定期的試験に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 III	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)

- ◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
- ×: 教育の対象外
- \*1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
- \*2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
- \*3: 本教育は、同一細目であっても対象者の職階に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
- ・(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

表117-3

## 所員への保安教育実施方針(運転員)

保安教育の内容		具体的教育内容		対象者*1				実施頻度及び時間	
中分類	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	主機操作員	補機操作員	燃料取扱の業務に 関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	運転管理 I	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関する事項	関係法令及び原子炉施設保安規定の概要並びにこれらへの遵守に関する事項	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転上の留意事項の概要	運転上の留意事項の概要	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		原子炉物理(燃料管理等を含む)・理論	原子炉物理(燃料管理等を含む)・理論	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		定期点検・定期的試験 I	定期点検・定期的試験 I	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作) 異常時操作の対応(現場操作)	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転管理 II	運転上の運用と根拠	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		定期点検・定期的試験 II	運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を越えた場合の措置	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		運転管理 III	異常時発生時の対応(中央制御室) 運転上の留意事項の根拠と制限を越える場合の措置	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
		異常時対応(現場機器対応)	制御及び制限を越えた場合の措置の根拠と根拠 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上*2 *3(下記*3と同枠内)
放射性廃棄物処理設備の取扱いに関すること	燃料管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
		燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上 3年間で9時間以上
		シミュレータ訓練 I	運転操作の運搬訓練	○	○	○	○	○	<当直長、副当直長、主機操作員、補機操作員> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・異常発生時の対応・判断・指揮命令訓練	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		シミュレータ訓練 III	起動停止・異常時・異常発生時の対応・判断・指揮命令訓練	○	○	○	○	○	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 I	保安管理に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 II	定期点検・定期的試験に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		保安管理 III	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)
		燃料管理	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	○	○	○	○	○	<燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で9時間以上*2 *3(上記*3と同枠内)

- ◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
- ×: 教育の対象外
- \*1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
- \*2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
- \*3: 本教育は、同一細目であっても対象者の職階に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
- ・(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

・原子力規制における  
検査制度の見直しに伴う変更  
(法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」、「保守管理計画」を「施設管理計画」、「定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(受注者従業員への保安教育)</p> <p>第118条</p> <p>室長及び各課長は、原子炉施設に関する作業を受注者が行う場合、当該受注者従業員に入所時に実施する教育及びその他反復教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<u>施設防護課長</u>は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(受注者従業員への保安教育)</p> <p>第118条</p> <p>室長及び各課長は、原子炉施設に関する作業を受注者が行う場合、当該受注者従業員に入所時に実施する教育及びその他反復教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<u>総務課長</u>は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務を施設防護課から総務課に移管することに伴う変更</p>



# 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 118

## 保安教育実施方針(受注者)

保安教育の内容			対象者*2	
大分類	中分類 (適用炉種別等92条の内容)	小分類 (項目)	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
入所時に実施する教育及び保安規定の遵守に関する事項	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	関係法令及び原子炉施設保安規定の遵守に関する事項	入所時及び1回/3年毎以上	放射線業務従事者以外
		正式な手続きを経た作業手順書等に基づく作業の実施に関する事項		放射線業務従事者
放射線業務従事者に対する教育	総括表中分類との対応	放射線業務従事者に対する教育	実施時期	放射線業務従事者以外
		非常の場合に講ずべき処置に関する事項		放射線業務従事者
核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項	核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料による汚染された物の種類及び性状	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	①管理区域に関する事項		①(0.5時間以上) ②(1.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	②核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ③核燃料物質又は使用済燃料による汚染された物の種類及び性状 ④外放放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(1.0時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑧原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上) ③(1.0時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	①管理区域への立入り及び退去の手順		①(1.0時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	③核燃料物質若しくは使用済燃料による汚染された設備の保守及び点検の作業		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	④外放放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)

表 118

## 保安教育実施方針(受注者)

保安教育の内容			対象者*2	
大分類	中分類 (適用炉種別等92条の内容)	小分類 (項目)	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
入所時に実施する教育及び保安規定の遵守に関する事項	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	関係法令及び原子炉施設保安規定の遵守に関する事項	入所時及び1回/3年毎以上	放射線業務従事者以外
		正式な手続きを経た作業手順書等に基づく作業の実施に関する事項		放射線業務従事者
放射線業務従事者に対する教育	総括表中分類との対応	放射線業務従事者に対する教育	実施時期	放射線業務従事者以外
		非常の場合に講ずべき処置に関する事項		放射線業務従事者
核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項	核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物の取扱いに関する事項	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料による汚染された物の種類及び性状 ③核燃料物質又は使用済燃料による汚染された設備の構造及び点検の作業	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	④外放放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法		①(0.5時間以上) ②(1.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑧原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑨電離放射線の種類及び性質 ⑩電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項		①(1.0時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	①管理区域への立入り及び退去の手順	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	③核燃料物質若しくは使用済燃料による汚染された設備の保守及び点検の作業	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	④外放放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置	実施時期	放射線業務従事者以外 放射線業務従事者
放射線管理に関する事項	放射線管理に関する事項	⑧原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		①(1.5時間以上) ②(0.5時間以上)

・原子力規制における  
検査制度の見直しに  
伴う変更  
(法令改正に伴い「保安  
守及び点検」を「保全」  
に変更)

備考

## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>第 1 1 章 記 録 及 び 報 告</p> <p>(記録)</p> <p>第 1 1 9 条</p> <p><u>室長、各課長及び当直長</u>は、表 1 1 9 - 1、表 1 1 9 - 3、表 1 1 9 - 4 及び表 1 1 9 - 5 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。<u>ただし、表 1 1 9 - 1 の 4. (2)、4. (3) 及び 4. (4) のうち、土木建築部長が所掌する業務の記録については、土木建築部長が所属員に適正に作成させ、保存させる。</u>なお、記録の作成に<u>あたって</u>は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 1 1 9 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に<u>あたって</u>は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表 1 1 9 - 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前検査</u>の結果</td> <td rowspan="2"><u>検査</u>の都度</td> <td rowspan="2">同一事項に関する次の<u>検査</u>の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. <u>定期検査</u>の結果</td> </tr> <tr> <td>3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況ならびにその担当者の氏名</u></td> <td><u>毎日 1 回</u></td> <td><u>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u></td> </tr> <tr> <td>4. <u>保守管理</u>の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u>の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u>の不適合管理、是正処置、<u>予防処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td><u>保守管理</u>の実施の都度</td> <td><u>保守管理</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画</u>の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u>の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 熱出力</td> <td rowspan="3">原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>7. 炉心の中性子束密度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>8. 炉心の温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. <u>使用前検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時点までの期間	2. <u>定期検査</u> の結果	3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>	4. <u>保守管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u> の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u> の不適合管理、是正処置、 <u>予防処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>保守管理</u> の実施の都度	<u>保守管理</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間	6. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	1 0 年間	7. 炉心の中性子束密度	1 0 年間	8. 炉心の温度	1 0 年間	<p>第 1 1 章 記 録 及 び 報 告</p> <p>(記録)</p> <p>第 1 1 9 条</p> <p><u>原子力運営組織</u>は、表 1 1 9 - 1、表 1 1 9 - 3、表 1 1 9 - 4 及び表 1 1 9 - 5 に定める保安に関する記録を適正に作成 (<u>表 1 1 9 - 1 の 1. の記録を除く。</u>) し、保存する。なお、記録の作成に<u>当たっては</u>、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 1 1 9 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に<u>当たっては</u>、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表 1 1 9 - 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th style="width: 20%;">記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認</u>の結果</td> <td><u>確認</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設管理</u>の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全</u>の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>保全</u>の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td><u>施設管理</u>の実施の都度</td> <td><u>施設管理</u>を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画</u>の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u>の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 熱出力</td> <td rowspan="3">原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>5. 炉心の中性子束密度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>6. 炉心の温度</td> <td>1 0 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間	2. <u>施設管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>施設管理</u> の実施の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u> の改定までの期間	4. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	1 0 年間	5. 炉心の中性子束密度	1 0 年間	6. 炉心の温度	1 0 年間	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (施設管理に係る記録は原子力部及び土木建築部も作成することから主語を「室長、各課長及び当直長」から「原子力運営組織」に変更し、ただし書きを削除) (実用炉規則改正の反映) ・記載の適正化に伴う変更 (「あたって」を「当たって」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記録項目の番号の繰り上げ)</p>
記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																										
1. <u>使用前検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時点までの期間																																										
2. <u>定期検査</u> の結果																																												
3. <u>原子炉施設の巡視又は点検の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>																																										
4. <u>保守管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u> の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u> の不適合管理、是正処置、 <u>予防処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>保守管理</u> の実施の都度	<u>保守管理</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																										
5. <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間																																										
6. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	1 0 年間																																										
7. 炉心の中性子束密度		1 0 年間																																										
8. 炉心の温度		1 0 年間																																										
記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																										
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間																																										
2. <u>施設管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果及びその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>施設管理</u> の実施の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																										
3. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画</u> の改定までの期間																																										
4. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	1 0 年間																																										
5. 炉心の中性子束密度		1 0 年間																																										
6. 炉心の温度		1 0 年間																																										



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
<u>9.</u> 冷却材入口温度	原子炉の状態が	10年間	<u>7.</u> 冷却材入口温度	原子炉の状態が	10年間	・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 （記録項目の番号の 繰り上げ）  ・記載の適正化に伴う 変更 （「ごと」を「毎」に 変更）  ・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 （実用炉規則改正の 反映）
<u>10.</u> 冷却材出口温度	運転又は起動に	10年間	<u>8.</u> 冷却材出口温度	運転又は起動に	10年間	
<u>11.</u> 冷却材圧力	において1時間 <u>ごと</u>	10年間	<u>9.</u> 冷却材圧力	において1時間 <u>毎</u>	10年間	
<u>12.</u> 冷却材流量	<u>と</u>	10年間	<u>10.</u> 冷却材流量		10年間	
<u>13.</u> 制御棒位置	同上	1年間	<u>11.</u> 制御棒位置	同上	1年間	
<u>14.</u> 再結合装置内の温度	同上	1年間	<u>12.</u> 再結合装置内の温度	同上	1年間	
<u>15.</u> 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	<u>13.</u> 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
<u>16.</u> 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	<u>14.</u> 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	
<u>17.</u> 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	<u>15.</u> 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
<u>18.</u> 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	<u>16.</u> 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
<u>19.</u> 運転開始日時	その都度	1年間	<u>17.</u> 運転開始日時	その都度	1年間	
<u>20.</u> 臨界到達日時	同上	1年間	<u>18.</u> 臨界到達日時	同上	1年間	
<u>21.</u> 運転切替日時	同上	1年間	<u>19.</u> 運転切替日時	同上	1年間	
<u>22.</u> 緊急しゃ断日時	同上	1年間	<u>20.</u> 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
<u>23.</u> 運転停止日時	同上	1年間	<u>21.</u> 運転停止日時	同上	1年間	
<u>24.</u> 警報装置から発せられた警報の内容 <sup>*2</sup>	同上	1年間	<u>22.</u> 警報装置から発せられた警報の内容 <sup>*2</sup>	同上	1年間	
<u>25.</u> 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	<u>23.</u> 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間	
			<u>24.</u> <u>運転上の制限に関する確認及び運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該記録について5年間）</u>	
<u>26.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	<u>25.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	
<u>27.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	<u>26.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
<u>28.</u> 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	<u>27.</u> 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
<u>29.</u> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	<u>28.</u> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
30. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごと	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月毎	10年間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記録項目の番号の繰り上げ)  ・記載の適正化に伴う変更 (「ごと」を「毎」に変更)
31. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	30. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>※3</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>※3</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月毎に1回, 1月間の線量にあつては1月毎に1回	※4	
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※5	36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※5	



志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
表119-2**6			表119-2**6			・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (品管規則の制定に 伴う品質マネジメン トシステム計画に関 する記録項目の変更)
1. <u>文書化した</u> 、品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	1. 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. <u>品質保証計画</u>	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. <u>品質マネジメントシステム計画及び品質マネジメントシステム要則</u>	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
3. <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づき作成する第3条( <u>品質保証計画</u> ) 表3-1に示す社内規定**7	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	3. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する第3条( <u>品質マネジメントシステム計画</u> )表3-1に示す社内規定**7	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
4. <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施する</u> ために、組織が必要と判断した第3条( <u>品質保証計画</u> ) 表3-2に示す社内規定**7	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	4. <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理のために</u> 、組織が必要と判断した第3条( <u>品質マネジメントシステム計画</u> ) 表3-2に示す社内規定**7	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
5. <u>JEAC4111</u> 要求事項に基づき作成する <u>第3条 (品質保証計画)</u> <u>「4.2.1一般」 d)に示す記録</u>	作成の都度	5年	5. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録 (1) <u>マネジメントレビューの結果の記録</u> (2) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u> (3) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く。)</u> (4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (5) <u>設計開発に用いる情報に係る記録</u> (6) <u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (7) <u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (8) <u>設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (9) <u>設計開発の変更に係る記録</u> (10) <u>設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u>	作成の都度	5年	






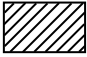
## 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>表 1 1 9 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 3 7 条に基づく記録）</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. <u>溶接事業者検査</u>の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                      (7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                 </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>(1) から (6) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</u>   <u>(7) から (11) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間</u> </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 3 7 条に基づく記録）	保存期間	1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	<u>(1) から (6) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</u>  <u>(7) から (11) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間</u>	<p>表 1 1 9 - 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 1 4 条の 3 に基づく記録）</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. <u>使用前事業者検査</u>の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                      (7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     当該<u>使用前事業者検査</u>に係る<u>原子炉施設</u>の存続する期間                 </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 1 4 条の 3 に基づく記録）	保存期間	1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則改正の反映）
記録（実用炉規則第 3 7 条に基づく記録）	保存期間									
1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	<u>(1) から (6) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</u>  <u>(7) から (11) までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 3 第 6 項の通知を受けるまでの期間</u>									
記録（実用炉規則第 1 4 条の 3 に基づく記録）	保存期間									
1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間									
<p>表 1 1 9 - 4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. 定期事業者検査の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                      (7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     その<u>特定発電用原子炉施設</u>が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間                 </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）	保存期間	1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その <u>特定発電用原子炉施設</u> が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	<p>表 1 1 9 - 4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1. 定期事業者検査の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                      (7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     その<u>原子炉施設</u>が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間                 </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）	保存期間	1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その <u>原子炉施設</u> が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則改正の反映）
記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）	保存期間									
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その <u>特定発電用原子炉施設</u> が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間									
記録（実用炉規則第 5 7 条に基づく記録）	保存期間									
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その <u>原子炉施設</u> が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間									
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>									

### 志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>附則（令和2年2月7日 原規規発第2002073号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第 1 条</u>  <u>本規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>附則（令和 年 月 日 号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第 1 条</u>  <u>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>  <u>2 ただし、第5条及び第17条に規定する初期消火活動のための体制の整備に関する業務の移管並びに第18条に規定する受注者従業員への保安教育の実施状況の確認に係る業務の移管については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>・附則第1条に施行期日を規定</p>

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図 (<a href="#">第91条</a>及び第92条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域表示凡例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>管理区域<sup>*1</sup></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>汚染のおそれのない管理区域</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> </div> </div> <p>※1：第92条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">核物質防護のため非公開</div>	<p style="text-align: center;">添付2 管理区域図 (<a href="#">第91条の2</a>及び第92条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域表示凡例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>管理区域<sup>*1</sup></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>汚染のおそれのない管理区域</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> </div> </div> <p>※1：第92条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;">核物質防護のため非公開</div>	<p>・原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更 (条文番号の繰り下 げ)</p>